

# 国分寺市

## 地域福祉計画 実施計画

平成 27 年度～平成 29 年度



平成 27 年 9 月  
国分寺市

# 目 次

国分寺市が目指す地域福祉	1
第1章 実施計画の基本事項	2
1 実施計画の策定について	2
2 実施計画の目的と位置付け	2
3 実施計画の期間	3
4 基本理念と施策の体系	4
第2章 具体的施策	6
重点施策・テーマ（1）地域福祉の担い手の育成	6
重点施策・テーマ（2）地域包括ケアの推進	8
重点施策・テーマ（3）福祉の総合的な相談窓口の体制整備	9
重点施策・テーマ（4）避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援	9
（5）生活困窮者への自立支援	10
第3章 各事業等の紹介	13
基本目標1 共に支える地域づくり	13
（1）地域福祉を担う人材の育成と活用	13
（2）地域福祉活動の推進	16
（3）福祉と人権意識の高揚	21
基本目標2 暮らしを支えるサービスの充実	23
（1）必要な福祉サービスが利用できる仕組みづくり	23
（2）福祉ニーズへの総合的・専門的な対応の仕組みづくり	28
（3）虐待やいじめ等の防止と権利擁護の推進	30
（4）生活困窮者への自立支援	33
基本目標3 安心して暮らせる環境づくり	34
（1）安心して生活できる環境づくり	34
（2）市民生活の安全安心の向上	36
各種相談窓口一覧	41
国分寺市民生委員・児童委員協議会名簿	47

# 国分寺市が目指す地域福祉

国分寺市では、人と人とのふれあいを大切にし、市民同士がつながることによって、互いにいたわり、気づかい、支え合える地域福祉を推進していきます。

そのためには、市民一人ひとりが自らできることを考え、活動することや、支援を必要としている方と支援したい方をつなぐことや、地域にある様々な資源を結びつけることが必要となります。

この計画を通じ、行政による福祉サービスに加え、地域福祉を推進させ、すべての市民が思いやりをもって互いに認め支え合い、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

## 基本目標 1

共に支える  
地域づくり

### 地域福祉の担い手の育成 【「(仮称)地域福祉推進協議会」の設置】

地域福祉を推進するためには、その担い手となる、互いに認め合い、支え合える人づくりが重要です。そのため、市民や各種団体が、自らができる地域福祉を考え、話し合い、目標を定める場として、「(仮称)地域福祉推進協議会」を設置します。地域福祉の担い手となる方々の情報交換や情報共有の場となるとともに、新たな担い手の育成につなげます。  
⇒地域福祉計画P27～28 重点施策・テーマ「地域福祉の担い手の育成」

## 基本目標 2

暮らしを  
支える  
サービスの  
充実

### 地域包括ケアの推進 【市民一人ひとりが主役のネットワーク】

子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、適切な支援を切れ目なく提供することのできる、地域包括ケアを推進します。そのためには、地域の様々な専門機関や団体等（民生委員・児童委員、自治会・町内会など）との相互の連携を図り、支援を必要としている方と支援したい方をつなげられるよう、重層的なネットワークを築き、地域を支える基盤を強化します。  
⇒地域福祉計画P29～30 重点施策・テーマ「地域包括ケアの推進」

### 福祉の総合的な相談窓口の体制整備 【安心して相談できる窓口体制】

昨今の経済情勢や核家族化、少子高齢化などから、相談内容は複雑多岐にわたり、複合的な課題を抱えた相談者が増えています。そのため、相談窓口のあり方について、様々な視点からの要望があり、総合的な相談窓口の体制整備が求められています。様々な課題と、これまでの検討経過を踏まえ、市民が安心して相談できる窓口の体制を整備します。  
⇒地域福祉計画P31 重点施策・テーマ「福祉の総合的な相談窓口の体制整備」

## 基本目標 3

安心して  
暮らせる  
環境づくり

### 避難行動要支援者(災害時要援護者)への支援 【地域での取組が大きなカギ】

市では、災害時にできる限り犠牲者を出さないようにするため、自力又は家族等での避難が困難な方を対象に、地域の支援者が安否確認や避難の介助等を行う災害時要援護者登録制度を設けています。この制度は、地域の方々の協力により成り立つものであり、市の取組とともに、日頃からの地域での取組が大きなカギとなります。法改正による避難行動要支援者登録制度への移行を進め、制度の周知を図るとともに、支援者が活動しやすいように運用していきます。  
⇒地域福祉計画P32～33 重点施策・テーマ「避難行動要支援者(災害時要援護者)への支援」

# 第1章 実施計画の基本事項

## 1 実施計画の策定について

本市では、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として「国分寺市地域福祉計画」（以下、「地域福祉計画」という。）を策定します。

この地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進する総論であり、上位計画である国分寺市長期総合計画との整合を図るとともに、福祉保健分野の個別計画と理念を共有し、地域福祉に関わる各個別計画の施策や個別計画の枠に入らない領域の施策を含め、横断的・包括的な計画とします。更に、福祉保健分野だけでなく、文化・教育、都市基盤など、市の様々な計画等と連携を図るものです。

この地域福祉計画に基づき、国分寺市地域福祉計画実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定し、地域福祉に関する施策を推進していきます。

## 2 実施計画の目的と位置付け

実施計画は、地域福祉計画を実効性のあるものとするため、地域福祉計画の施策体系に基づき、市の様々な分野で行っている地域福祉に関わる具体的な施策や必要な施策を位置付け、地域福祉を推進することを目的とします。

地域福祉計画の実現を目指すために、市として特に推進を図ることが必要な取組として、4つの重点施策・テーマを設定しています。この実施計画では、その4つの重点施策・テーマを具体的に実施していくため、取組内容及び目標を掲げ推進していきます。

また、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。平成27年4月1日施行）に基づく生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、生活困窮者自立支援方策を社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画に盛り込むこととされています。そのため、生活困窮者への自立支援方策を地域福祉計画に掲載するとともに、その具体的な取組内容及び目標をこの実施計画に掲載し、推進していきます。

さらに、実施計画には福祉保健分野の個別計画に位置付けられた施策や福祉保健分野に限らない市の様々な計画等に位置付けられた施策等を地域福祉の推進の視点で位置付け、取組内容等を示します。

### 3 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、3年間とし、平成27年度から平成29年度までとします。なお、社会情勢の変化や地域福祉計画の改定などに合わせ、必要に応じて見直します。

実施計画の期間		
実施計画 前期 H27～H29 年度 (3年間)	実施計画 中期 H30～H32 年度 (3年間)	実施計画 後期 H33～H36 年度 (4年間)
国分寺市地域福祉計画 H27 年度～H36 年度 (10 年間)		

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	...	平成 36 年度
国分寺市 長期総合計画	第四次 長期総合計画 (後期) 平成 24 ～ 28 年度					(仮) 第五次 長期総合計画 平成 29 年度～					
地域福祉計画	従来の 地域保健福祉計画			地域福祉計画 平成 27 ～ 36 年度							
高齢者 保健福祉計画	高齢者保健 福祉計画 第 5 期介護保険 事業計画 平成 24 ～ 26 年度			高齢者保健 福祉計画 第 6 期介護保険 事業計画 平成 27 ～ 29 年度		高齢者保健 福祉計画 第 7 期介護保険 事業計画 平成 30 ～ 32 年度		高齢者保健 福祉計画 介護保険 事業計画			
介護保険 事業計画	第 5 期介護保険 事業計画 平成 24 ～ 26 年度			第 6 期介護保険 事業計画 平成 27 ～ 29 年度		第 7 期介護保険 事業計画 平成 30 ～ 32 年度		介護保険 事業計画			
障害者計画	第 2 次障害者計画 平成 22 ～ 26 年度			第 3 次障害者計画 平成 27 ～ 32 年度					障害者計画		
障害福祉計画	第 3 期障害福祉計画 平成 24 ～ 26 年度			第 4 期障害福祉計画 平成 27 ～ 29 年度		第 5 期障害福祉計画 平成 30 ～ 32 年度		障害福祉計画			
児童育成計画	子育て・育ち いきいき計画 (前期) 次世代育成支援対策 地域行動計画 (第二期) 平成 22 ～ 26 年度			子育て・育ち いきいき計画 (後期) 次世代育成支援対策 地域行動計画 (第三期) 子ども・子育て支援事業計画 平成 27 ～ 31 年度				子育て・育ち いきいき計画 次世代育成支援対策 地域行動計画 子ども・子育て 支援事業計画			
母子保健計画	次世代育成支援対策 地域行動計画 (第二期) 平成 22 ～ 26 年度			子ども・子育て支援事業計画 平成 27 ～ 31 年度				子ども・子育て 支援事業計画			
健康増進計画	健康増進計画 平成 27 ～ 36 年度										

## 4 基本理念と施策の体系

### 基 本 理 念

# だれもが 共に認め 支え合い 自分らしく暮らせるまち

「地域福祉」とは、だれもが住み慣れた地域で、安心して幸せに暮らし続けられるよう、人と人とのつながりや支え合いによってできる「地域の幸せ」です。

互いに認め合い、支え合える人づくり、地域づくりを進め、公的な支援や地域にある様々な資源を結びつけて、生活課題を解決又は軽減し、地域の中で市民が共生できるまちづくりを進めることです。

国分寺市に住み、働き、学び、活動する、すべての市民が自分らしい生き方ができ、思いやりをもって互いに支え合い、住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進します。



基本理念を実現するための施策体系は次のとおりです。

基本目標		施策の柱		施策			
1	共に支える地域づくり	(1)	地域福祉を担う人材の育成と活用	①	ボランティアや市民活動団体の育成・養成		
				②	協働の推進		
		(2)	地域福祉活動の推進	①	地域住民の交流促進		
				②	民生委員・児童委員の活動の充実		
				③	地域福祉活動団体等への支援		
		(3)	福祉と人権意識の高揚	①	学校教育の場での福祉教育の推進		
				②	福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発		
		2	暮らしを支えるサービスの充実	(1)	必要な福祉サービスが利用できる仕組みづくり	①	市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有
						②	地域に密着したサービスの展開
(2)	福祉ニーズへの総合的・専門的な対応の仕組みづくり			①	福祉ニーズに対する相談機能の充実		
				②	地域の福祉課題を発見する仕組みづくり		
(3)	虐待やいじめ等の防止と権利擁護の推進			①	あらゆる虐待やいじめ等の防止		
				②	権利擁護の推進		
(4)	生活困窮者への自立支援			①	暮らしを支える支援の充実		
3	安心して暮らせる環境づくり			(1)	安心して生活できる環境づくり	①	ユニバーサルデザイン*のまちづくり
		②	市内交通の利便性の向上				
		(2)	市民生活の安全安心の向上	①	防災・減災対策の推進		
				②	地域での見守り体制の充実		
				③	地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進		

## 第2章 具体的施策

地域福祉計画の実現を目指すため、市として特に推進を図ることが必要な取組として、4つの重点施策・テーマを設定しています。その4つの重点施策・テーマを具体的に実施していくための取組内容及び目標を次のとおり示します。

また、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。平成27年4月1日施行）に基づく生活困窮者への自立支援方策の具体的な取組内容及び目標も以下に示します。

### 重点施策・テーマ（1）地域福祉の担い手の育成

基本目標	1 共に支える地域づくり			担当課	地域福祉課
施策の柱	(1) 地域福祉を担う人材の育成と活用				
事業名 (主な取組)	「(仮称) 地域福祉推進協議会」の設置			関連する課	
事業概要 (取組内容)	地域福祉を推進するためには、その担い手となる、互いに認め合い、支え合える人づくりが重要である。そのため、市民や各種団体が、自らができる地域福祉を考え、話し合い、目標を定める場として、「(仮称) 地域福祉推進協議会」を設置する。地域福祉の担い手となる方々の情報交換や情報共有の場となるとともに、新たな担い手の育成につなげていく。				
目指すべき方向性	「(仮称) 地域福祉推進協議会」を設置し、地域の方と一緒に地域福祉の推進のために活動している。				
現状	目標				
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「(仮称) 地域福祉推進協議会」を設置する。</li> <li>● 設置目的等を共有し、地域福祉の推進の必要性を理解するための講演会等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会員は、年度当初に目標を定め、地域福祉の推進のための活動を行い、年度末に1年間の活動を振り返り、評価する。そのための支援・アドバイス等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会員は、年度当初に目標を定め、地域福祉の推進のための活動を行い、年度末に1年間の活動を振り返り、評価する。そのための支援・アドバイス等を行う。</li> </ul>		



基本目標	1 共に支える地域づくり		担当課	地域福祉課・政策経営課・職員課・協働コミュニティ課・公民館課・図書館課・市職員
施策の柱	(1) 地域福祉を担う人材の育成と活用			
事業名 (主な取組)	国分寺市職員地域参加促進事業		関連する課	各課
事業概要 (取組内容)	市職員は「国分寺市民」であることを自覚し、地域行事やイベント等、地域づくりにかかわる場に積極的に参加することで、地域の市民との絆を強めるとともに市民目線を養い職員としての資質向上を図る。ひいては、地域福祉の担い手づくりの支援に寄与する。			
目指すべき方向性	市職員が積極的に地域行事やイベント等、地域づくりにかかわり、地域の市民との絆が強められ、地域福祉の担い手づくりの支援をしている。			
担当課	地域福祉課			
現状	目標			
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
—	●全職員を地域の市民として配置する。また、社会福祉協議会などが開催する地域イベントの情報を地域ごとの職員へ提供する。	●社会福祉協議会などが開催する地域イベントの情報を地域ごとの職員へ提供する。	●社会福祉協議会などが開催する地域イベントの情報を地域ごとの職員へ提供する。	
担当課	政策経営課			
現状	目標			
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
—	●事業の庁内連携・調整の業務を行う。	●事業の庁内連携・調整の業務を行う。	●事業の庁内連携・調整の業務を行う。	
担当課	職員課			
現状	目標			
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
—	●市職員の地域参加(現場体験等)を研修の一環として取り組めるか、国分寺市人材育成推進委員会にて検討する。	●検討を踏まえ、実施する。	●検討を踏まえ、実施する。	

担当課	協働コミュニティ課・公民館課・図書館課		
現状	目標		
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
—	●地域や市民活動団体のイベント開催情報を取りまとめ、地域ごとの職員へ提供する。	●地域や市民活動団体のイベント開催情報を取りまとめ、地域ごとの職員へ提供する。	●地域や市民活動団体のイベント開催情報を取りまとめ、地域ごとの職員へ提供する。
担当課	市職員		
現状	目標		
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
—	●地域行事やイベント等、地域づくりにかかわる場に積極的に参加する。	●地域行事やイベント等、地域づくりにかかわる場に積極的に参加する。	●地域行事やイベント等、地域づくりにかかわる場に積極的に参加する。

## 重点施策・テーマ（2）地域包括ケアの推進

基本目標	2 暮らしを支えるサービスの充実	担当課	地域福祉課
施策の柱	(1) 必要な福祉サービスが利用できる仕組みづくり		
事業名 (主な取組)	地域包括ケアの推進	関連する課	福祉保健部・子ども家庭部の各課
事業概要 (取組内容)	子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、適切な支援を切れ目なく提供することのできる、地域包括ケアを推進する。そのためには、地域の様々な専門機関や団体等（民生委員・児童委員、自治会・町内会など）との相互の連携を図り、支援を必要としている方と支援したい方をつながられるよう、重層的なネットワークを築き、地域を支える基盤を強化する。		
目指すべき方向性	地域の様々な専門機関や団体等との相互の連携を図り、重層的なネットワークを築けるよう、調整が図られている。		
現状	目標		
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
●高齢者、障害者、子どもの分野での様々な専門機関や団体等がそれぞれの役割を発揮し、地	●地域の様々な社会資源を結びつけるための現状把握をする。	●地域の様々な社会資源を結びつけるための現状把握をする。 ●地域の様々な社会	●地域の様々な社会資源を結びつけるための会議を開催し、連携のあり方を検討しつつ、ネット

域の社会資源として活躍している。		資源を結びつけるための会議を開催し、連携のあり方を検討する。	ワークの構築が進められている。
------------------	--	--------------------------------	-----------------

### 重点施策・テーマ（3）福祉の総合的な相談窓口の体制整備

基本目標	2 暮らしを支えるサービスの充実		担当課	地域福祉課
施策の柱	(2) 福祉ニーズへの総合的・専門的な対応の仕組みづくり			
事業名 (主な取組)	福祉の総合的な相談窓口の体制整備		関連する課	福祉保健部・子ども家庭部の各課
事業概要 (取組内容)	昨今の経済情勢や核家族化、少子高齢化などから、相談内容は複雑多岐にわたり、複合的な課題を抱えた相談者が増えている。そのため、相談窓口のあり方について、様々な視点からの要望があり、総合的な相談窓口の体制整備が求められている。様々な課題と、これまでの検討経過を踏まえ、市民が安心して相談できる窓口の体制を整備する。			
目指すべき方向性	福祉の総合的な相談窓口の体制が整備され、市民の方が安心して相談することができる。			
現状	目標			
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
●高齢者、障害者、子どもなどそれぞれの分野で相談業務を行っており、必要に応じて連携をとりながら対応している。	●それぞれの相談窓口の現状を把握し、現在ある窓口の周知を徹底する。 ●福祉の総合的な相談窓口のあり方を検討する。	●福祉の総合的な相談窓口のあり方を検討する。 ●検討した相談窓口の整備をする。	●福祉の総合的な相談窓口が整備され、その周知がなされている。 ●相談窓口で安心して相談できている。	

### 重点施策・テーマ（4）避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援

基本目標	3 安心して暮らせる環境づくり		担当課	地域福祉課
施策の柱	(2) 市民生活の安全安心の向上			
事業名 (主な取組)	避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援		関連する課	防災安全課・介護保険課・障害者相談室

事業概要 (取組内容)	震災等の災害が発生した際、本人または家族の支援のみでは避難が困難な方を名簿に登録する。平常時から名簿を地域の支援者に提供し、支援者は登録者の所在や状況を把握しておく。災害発生時には、支援者は速やかに登録者の安否確認や避難の介助等を実施する。		
目指すべき方向性	制度が適切に運用され、災害時における登録者の安否確認・避難介助等の体制が整備されている。		
現状	目標		
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度が周知され、申請による名簿登録が行われている。</li> <li>●介護や障害で名簿登録の必要性が高い人の情報が共有され、職権による登録が行われている。</li> <li>●地域の支援者との連携が図られ、新たな支援者を確保する取組がなされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策基本法の改正に伴い、現制度を発展させた新制度が制定されている。</li> <li>●新制度について周知がなされている。</li> <li>●新制度の運用が適切に行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度が周知され、申請による名簿登録が行われている。</li> <li>●介護や障害で名簿登録の必要性が高い人の情報が共有され、職権による登録が行われている。</li> <li>●地域の支援者との連携が図られ、新たな支援者を確保する取組がなされている。</li> <li>●個別計画の策定に向けた準備が進められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度が周知され、申請による名簿登録が行われている。</li> <li>●介護や障害で名簿登録の必要性が高い人の情報が共有され、職権による登録が行われている。</li> <li>●地域の支援者との連携が図られ、新たな支援者を確保する取組がなされている。</li> <li>●個別計画の策定が進められている。</li> </ul>

## (5) 生活困窮者への自立支援

基本目標	2 暮らしを支えるサービスの充実	担当課	生活福祉課
施策の柱	(4) 生活困窮者への自立支援		
事業名 (主な取組)	自立相談支援事業(相談)	関連する課	各課
事業概要 (取組内容)	生活保護の前段階にある生活困窮者が抱える複合的な課題に包括的かつ一元的に対応する自立相談支援機関を設置し、庁内関係課及び地域の関係機関と連携し、支援を必要とする生活困窮者の把握に努めて、窓口又は自宅訪問等により、相談を受け付ける。		
目指すべき方向性	庁内関係課及び地域の関係機関と連携し、支援を必要とする生活困窮者の把握に努めて、早期に自立相談支援機関において相談を受け付け、相談者が抱える課題が整理されている。		

現状	目標		
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
●新規相談件数 107件	●新規相談件数 240件	●新規相談件数 240件	●新規相談件数 240件

基本目標	2 暮らしを支えるサービスの充実	担当課	生活福祉課
施策の柱	(4) 生活困窮者への自立支援		
事業名 (主な取組)	自立相談支援事業(支援)	関連する課	各課
事業概要 (取組内容)	自立相談支援機関において相談を受け付けた生活困窮者を対象として、それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成して、この計画に基づき早期自立に向けた支援を行う。 また、生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議を設置し、個別支援計画の適切性の協議及び関係機関との情報共有と連携を図る。		
目指すべき方向性	相談者ごとに個別支援計画を作成し、早期自立に向けた包括的、継続的な支援が行われている。		
現状	目標		
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
●個別支援計画 作成件数 18 件	●個別支援計画 作成件数60件	●個別支援計画 作成件数60件	●個別支援計画 作成件数 60 件

基本目標	2 暮らしを支えるサービスの充実	担当課	生活福祉課
施策の柱	(4) 生活困窮者への自立支援		
事業名 (主な取組)	住居確保給付金支給事業	関連する課	各課
事業概要 (取組内容)	離職等により、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方に、家賃相当額の住居確保給付金を支給し、住居の確保を図り就労に向けた支援を行う。		
目指すべき方向性	離職等により、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方の住居の確保が図られ、就労に向けた支援が行われている。		
現状	目標		
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
●同様の内容の事業を 「住宅支援給付事業」として実施	●継続	●継続	●継続

基本目標	2 暮らしを支えるサービスの充実		担当課	生活福祉課
施策の柱	(4) 生活困窮者への自立支援			
事業名 (主な取組)	庁内連絡会議の設置		関連する課	各課
事業概要 (取組内容)	庁内関係課における情報共有・連携を図り、支援を必要とする方を早期に相談につなげて、自立に向けた支援を包括的に行うため生活困窮者自立相談支援事業庁内連絡会議を設置する。			
目指すべき方向性	生活困窮者自立相談支援事業庁内連絡会議を設置し、庁内関係課における情報共有・連携が図られている。			
現状	目標			
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
●未実施	●会議開催回数 年3回	●会議開催回数 年3回	●会議開催回数 年3回	

基本目標	2 暮らしを支えるサービスの充実		担当課	生活福祉課
施策の柱	(4) 生活困窮者への自立支援			
事業名 (主な取組)	学習支援事業		関連する課	各課
事業概要 (取組内容)	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもの学習支援を行う。また、家庭訪問を行い生活課題の解決を図る。			
目指すべき方向性	生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもが学習支援を受けられている。			
現状	目標			
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
●事業利用者数 11名	●事業利用者数 20名	●事業利用者数 30名	●事業利用者数 40名	

### 第3章 各事業等の紹介

福祉保健分野の個別計画に位置付けられた施策や福祉保健分野に限らない市の様々な計画等に位置付けられた施策等を地域福祉の推進の視点で実施計画に位置付けます。本来の事業目的を達成するとともに、その取組は地域福祉の推進にも欠かせない視点となります。そのため、実施計画にその取組内容、担当課等を示します。

なお、表中、「掲載している個別計画」の欄には、福祉保健分野の各個別計画に掲載されている事業等について、その計画名を略称で記載しています。また、それ以外のものについては、空欄としています。

- ※ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画……高齢
- 障害者計画・障害福祉計画……障害
- 子育て・子育ていきいき計画……子ども
- 健康増進計画……健康

#### 基本目標1 共に支える地域づくり

##### (1) 地域福祉を担う人材の育成と活用

###### ① ボランティアや市民活動団体の育成・養成

- 地域福祉を担う人材の育成・養成
- ボランティアや市民活動団体の活性化
- 地域コミュニティ活動の促進・充実
- (仮称) 地域福祉推進協議会の設置

施策体系 1-(1)-①

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載している 個別計画	
<b>【地域福祉を担う人材の育成・養成】</b>				
1	国分寺市職員 地域参加促進 事業	市職員が「国分寺市民」であることを自覚し、積極的に地域行事やイベント等、地域づくりにかかわる場に参加することで地域の市民との絆を強めるとともに職員の育成を行う。		
		全職員を地域の市民として配置する。また、社会福祉協議会などが開催する地域イベントの情報を地域ごとの職員へ提供する。		地域福祉課
		事業の庁内連携・調整の業務を行う。		政策経営課
	市職員の地域参加(現場体験等)を研修の一環として取り組めるか、国分寺市人材育成推進委員会にて検討し、実施する。	職員課		

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)		担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
		地域や市民活動団体のイベント開催情報を取りまとめ、地域ごとの職員へ提供する。		協働コミュニティ課 公民館課 図書館課	
		地域行事やイベント等、地域づくりにかかわる場に積極的に参加する。		市職員	
2	くぬぎ教室スタッフ説明会	くぬぎ教室活動に関わっているスタッフから体験を交えた話を聞いて、知的障害者への理解を深め、教室のスタッフの確保に努める。		公民館課	障害
3	プレイリーダー講習会	子どもの遊びへの代弁者として、または子どもたちを見守り指導する役割を担うプレイリーダーの養成を実施する。		社会教育課	子ども
4	青少年地域リーダー養成講習会	地域に住む人々にとってぬくもりのある人間性豊かな地域づくりに積極的に貢献できる青少年リーダーを育成する。		社会教育課	子ども
5	子ども家庭支援センター地域ネットワーク事業	子育てをともに支え合えるまちをつくるために、市内各親子ひろばの運営拡充と、講習会、イベント、広報活動、情報交流、ボランティアの参加等を進める。各ひろば事業を展開する市民活動団体等と市との連携を強化し、子育ての課題解決に努める。子ども家庭支援センターを中心とし、各スタッフとセンター職員がお互いに顔の見える、相談しやすい環境を作る。		子育て相談室	子ども
6	わんぱく学校	体験学習や仲間との交流をとおして、子どもたちの感受性・人間性をのばし青少年リーダーとしての資質を育てる。		社会教育課	子ども
7	認知症サポーター及びキャラバン・メイトの養成	地域の高齢者を支えるために、「認知症サポーター」を市で養成する。また、認知症サポーター養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト」も併せて養成する。		高齢者相談室	高齢
<b>【ボランティアや市民活動団体の活性化】</b>					
8	ボランティア活動センターとの連携	高齢者見守り訪問事業等の市の各種事業や、地域交流会等の社会福祉協議会の事業など、様々な事業において、ボランティアの力を借りる。		各課	
9	児童館における、ボランティア受け入れ事業	児童館において、通常の運営以外に、春・夏・冬休み期間中に、社会福祉協議会登録者のボランティアを受け入れる。また、中学生の体験学習や、近隣の各高校や大学からの実習生を受け入れる。		子ども子育て事業課	障害 子ども



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
10	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい市民（援助会員）と育児の援助を受けたい市民（利用会員）が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。	子ども子育てサービス課	子ども
11	クリーン運動	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会、老人クラブ、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づいて、自主的に清掃活動を行うことにより、地域環境の向上を図る。	環境計画課	
<b>【地域コミュニティ活動の促進・充実】</b>				
12	自治会・町内会連絡会	市内 130 弱の自治会・町内会の会長を対象として、連絡調整及び情報提供を行う。	協働コミュニティ課	健康
<b>【（仮称）地域福祉推進協議会の設置】</b>				
13	（仮称）地域福祉推進協議会の運営	市民や各種団体が、自らができる地域福祉を考え、話し合い、目標を定める場として、「（仮称）地域福祉推進協議会」を設置する。地域福祉の担い手となる方々の情報交換や情報共有の場となるとともに、新たな担い手の育成につなげていく。	地域福祉課	

## ②協働の推進

## 施策体系 1-(1)-②

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
14	提案型協働事業	市民活動団体からの発意で事業提案をいただき、協働事業審査会に採択された後、事業を実施する。	協働コミュニティ課	
15	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	学校運営協議会等の充実及び学校支援地域本部の導入など、学校を地域で支援する組織づくりを進める。学校を支援する地域の体制が整ったところから、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの設置を進める。	学校指導課 (教育総務課) (社会教育課)	子ども
16	職員研修の充実	職員が「協働とは何か」について理解し、協働の視点を持って日常業務に取り組むなど、より協働への意識を高めることのできる研修を実施する。	職員課 (各課)	子ども

## (2) 地域福祉活動の推進

### ①地域住民の交流促進

施策体系 1-(2)-①

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
17	市民活動センター事業	市民活動センターにおいて、団体同士の交流を目的とした「こらぼ de サロン」を開催する。	協働コミュニティ課	
18	地域会議事業	地域の各種団体が参加し、情報交換等を行うための地域に根ざした会議を開催する。	公民館課	
19	地域生きがい交流事業	高齢者が生きがいを持って社会参加を続けることにより地域で孤立することをなくし、また、世代間交流・積極的な他分野での活動等により、生活機能の低下の防止や健康維持を図る。そのため、生きがい、創作、文化活動、介護予防、健康増進、交流、レクリエーションに関する事業を実施する。	高齢者相談室	高齢
20	児童館・公民館における異世代交流事業	地域の高齢者のボランティアによる児童への遊びの指導等を実施し、異世代交流事業として様々な文化事業を実施する。 また、地域の小中高生及び大学生による異世代間交流の場で、お互いの関わりが深まる事業を実施する。	公民館課 子ども子育て事業課	高齢 子ども
21	地域交流、地域間交流のための交流会の実施	老人会、自治会、町内会などの地域内組織によって高齢者同士の交流、各世代を含む交流を推進する。また、他地域の方やNPO法人等の市民活動団体との交流は貴重な学習機会となることから交流の機会や環境作りを教育委員会や他部課と協力して進める。	協働コミュニティ課	高齢
22	地域活動支援センター地域交流事業	障害のある方が、自立に向けてレクリエーション等の自主的な活動を行うとともに、地域住民との交流を図ることにより互いに理解し合う機会の提供を行う。	障害者相談室	障害
23	障害者センターまつり	地域住民に障害者センターへの理解を深めてもらうため、地域住民とセンター利用者、その家族、職員が交流できるまつりを障害者センターで開催する。	障害者相談室	障害
24	くぬぎ教室	市内在住、在学、在勤の18歳以上の愛の手帳2度～4度をお持ちの人を対象に、サロンなど余暇活動をとおして、仲間作り、社会性や生きる力を身につける活動を行う。また、「ステップアップくぬぎ教室」において、自活に向けた活動支援を行う。	公民館課	障害

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
25	本多公民館ロビー コンサート	障害者団体と共催し、同団体の周知と、障害者との交流を目的に、市民グループの参加を広く呼びかけ、毎年開催する。	公民館課	障害
26	児童生徒の地域活動促進事業	国分寺市地域活動連絡会の事業費を補助することで、障害のある児童生徒の地域活動を促進し交流の充実を図る。	社会教育課	障害 子ども
27	親子ひろば事業の 拡充	地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者、妊娠期の方に対して、安心して立ち寄り、遊びと交流ができる場所と機会を提供する。	子育て相談 室 子ども子育て 事業課	子ども
28	少年少女スポーツ 祭等の開催	日頃地域で活動している小学生の交流を目的とし、その指導者等の交流も図られる、野球・サッカー・バレーボール・バドミントンの大会を開催する。	スポーツ振 興課	子ども
29	地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援	小・中学校を拠点とし、地域住民主導による総合型地域スポーツクラブを市内に設立することを支援する。会員となることにより、いつでも誰でもスポーツに親しむことができ、地域住民の交流が図られる。	スポーツ振 興課	子ども
30	子ども野外事業	公園での小学生の野外遊びや、乳幼児の親子を対象とした屋外型親子ひろばの提供を行う。また、屋外での事業の様子が見えることにより、地域への働きかけとなり、子育て環境の向上が図られる。	子ども子育て 事業課 子育て相談 室	子ども
31	放課後子どもプランの実施	地域・学校・行政の連携による学校等を利用した安全で安心な子どもの居場所づくり事業「放課後子どもプラン」を実施する。	社会教育課 (子ども子育て 事業課)	子ども
32	公民館、地域センター等を活用した「居場所」づくり事業	公民館は小中学生も利用できる施設であることを、小学生の「社会科見学」や中学生の「職場体験」で積極的にPRし、「居場所づくり」事業を促進する。また、館内のフリースペースを活用し、地域の人とふれあえる場を創出する。	公民館課 (協働コミュ ニティ課)	子ども
33	保育所地域支援事業	保育所の行事等に、保育所に入所していない親子が参加し交流を行う。	子ども子育て 事業課	子ども
34	児童館職員・学童保育所職員の地域会議等への参加	児童館職員・学童保育所職員が青少年地区育成や教育フォーラム、各シンポジウム・地域子ども会や他施設利用者協議会、自治会会議などへの参加をし、地域の中での子育て・子育て支援の一役を担う。	子ども子育て 事業課	子ども

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
35	公民館青少年体験事業	公民館で開催する「中学生に習うパソコン教室」で講師の役割を担う等、異世代との交流や地域貢献を体験することができる、青少年向けの様々な体験事業を実施する。	公民館課	子ども
36	夏休み学校キャンプ	学校施設を利用し、地域の方々が実行委員会となりキャンプを開催することで、子どもたちやその保護者と地域のつながりを強くする。	社会教育課 (教育総務課) (子ども子育て事業課)	子ども
37	児童館と地域子育て支援活動の連携	地域の子どもたちのための活動へ、児童館職員の派遣協力を行う。例：青少年地区育成祭・講演会・本多子ども祭・泉町防災連合会の祭・地域防災映画・防災訓練・肩車の会祭・PTAからの要請など。	子ども子育て事業課	子ども
38	保育園給食地域交流会	地域の子育て世代に対して、実際に保育園の給食を食べることを含めた情報提供と交流を行う。	子ども子育て事業課 (保育園)	健康
39	スポーツ大会開催	各種スポーツ大会を開催することで、地域住民の交流が図られる。 7大会（市民体育大会、少年野球大会、少年少女サッカー大会、少年少女バレーボール大会、少年少女バドミントン大会、壮年ソフトボール大会、市民体操祭）	スポーツ振興課	健康
40	スポーツ推進委員によるイベント	スポーツ推進委員により各種イベント（ウォーキング、スポレクまつり）を行うことで、地域住民の交流が図られる。	スポーツ振興課	健康
41	地域生きがい交流事業	高齢者がそれぞれの立場から参加し、自ら多様な経験・技術を生かし、さまざまな生きがい活動を実践するため、「生きがい創作・介護予防事業」等を行う。	高齢者相談室	健康
42	子ども家庭支援センターまつり	親子参加型のフリーマーケットや、地域活動の一環としてのイベント。ボランティア及び多世代の交流を図る。	子育て相談室 (子ども家庭支援センター)	健康
43	子ども家庭支援センタークリスマス会	地域のボランティアによるイベント及び多世代との交流を図る。（午前・午後2回実施）	子育て相談室 (子ども家庭支援センター)	健康

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
44	地域・団体交流会	市民活動センターに登録している135団体に加えて、市民や自治会町内会、商店会などにも声をかけて、地域の課題を出し合いながら、相互交流を図る。	協働コミュニティ課	健康
45	地域センターまつり(5館)	子どもから高齢者までを対象に地域センターまつりを実施し、ダンスや健康体操などの利用団体が日頃の活動の成果を発表するとともに、あまり地域センターを利用しない世代も含め、多世代交流の場とする。	協働コミュニティ課	健康
46	地域センター利用者協議会や交流会	地域センター6館においては、様々な利用団体の交流等の場として利用者協議会や交流会を実施する。	協働コミュニティ課	健康
47	市民活動フェスティバル	市民活動センターに登録している団体が実行委員会形式でフェスティバルを開催し、活動内容の展示や発表を行うことで、市民活動のPRや交流の場とする。	協働コミュニティ課	健康

## ②民生委員・児童委員の活動の充実

### 施策体系 1-(2)-②

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
48	民生委員・児童委員の活動の充実	国分寺市民生委員・児童委員協議会及び協議会内の高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の部会の活動を通じて、市・各種団体との連携を図りながら、地域の課題解決に取り組む。	地域福祉課	
49	民生委員・児童委員の研修の実施	地域の課題解決に必要な知識の習得を目的として、民生委員・児童委員を対象とした研修を実施し、課題解決能力の向上に努める。	地域福祉課	

## ③地域福祉活動団体等への支援

### 施策体系 1-(2)-③

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
50	介護保険サービス事業者支援	介護保険事業者連絡会において、事業者間の調整、意見交換の場の提供、行政からの情報提供を行うことにより介護保険事業者への支援を行う。	介護保険課	高齢

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
51	市民活動団体等の 支援	市民活動センターにて、市民活動団体の「登録制度」による相互の情報交換や協力、連携を図る。また、登録団体等に会議室や機材の貸し出しを行い、事業展開のための利子補助などの活動支援を行う。	協働コミュニ ティ課	障害 子ども
52	グループ活動支援 事業 (ボランティア活 動等の支援) (障害当事者団体 等の活動支援)	公民館を利用している団体に対し、印刷機の貸し出しや必要備品の保管場所の確保等、活動の支援を行う。	公民館課	障害
53	障害当事者団体等 の育成	障害のある当事者が、様々な活動を通じて、お互いに支援し合いながら、自立と社会参加ができるよう、当事者団体の育成と支援をする	障害者相談 室	障害
54	自発的活動支援事 業	災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援、ピアサポート等、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する。	障害者相談 室	障害
55	小・中学校の校庭、 体育館の開放	スポーツやレクリエーション活動の場として、小中学校の校庭、体育館を団体に開放する。	スポーツ振 興課	子ども
56	子育てサークルの 育成及び支援	親子の「わ」の事業やおもちゃ図書館の事業を通じて、子育てグループの育ちのきっかけを提供したり、各自主保育グループ等への活動場所の提供などの支援をする。	子ども子育 て事業課	子ども
57	学童保育所の保護 者会活動の支援	学童保育所の保護者会活動へ、施設の提供や、職員による活動協力などを行う。	子ども子育 て事業課	子ども
58	児童館における、 施設使用の提供・ 備品貸出し	児童への還元を目的とする団体活動への施設の提供や、備品の貸出しを行う。	子ども子育 て事業課	子ども
59	市民の活動の場の 提供	地域センター6 館及び多喜窪公会堂の集会室等を貸出し、市民に活動の場を提供する。	協働コミュニ ティ課	健康
		国分寺L ホールを貸出し、市民に活動の場を提供する。	協働コミュニ ティ課	
		いずみホールのホールや会議室等を貸出し、市民に活動の場を提供する。	文化と人権 課	

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
		市内体育施設を貸出し、市民に活動の場を提供する。	スポーツ振興課	健康
		福祉センターの会議室等を貸出し、市民に活動の場を提供する。	地域福祉課	健康
		いきいきセンターを貸出し、市民に活動の場を提供する。	健康推進課	健康
		さわやかプラザもとまちのホール等を貸出し、市民に活動の場を提供する。	高齢者相談室	
		ひかりプラザの会議室等を貸出し、市民に活動の場を提供する。	社会教育課	
		公民館施設を貸出し、市民に活動の場を提供する。	公民館課	健康
60	地域センター登録団体の情報管理	市民活動を活性化させるため、地域センター6館を利用する登録団体の情報を管理し、要望に応じて当該団体の了解のもと公開する。	協働コミュニティ課	健康

### (3) 福祉と人権意識の高揚

#### ①学校教育の場での福祉教育の推進

#### 施策体系 1-(3)-①

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
61	保健福祉意識の高揚	小中学校における総合学習やクラブ活動、生涯学習として行われている地域高齢者等との交流、地域や事業所における出前講座の実施等、いろいろな場所、多様な方法により意識の高揚を図る。 (例：社会福祉協議会の福祉学習会)	地域福祉課	
62	国際交流事業	総合学習等への協力として外国人在住者を小学校に派遣し、国際理解を目的とし交流する。	協働コミュニティ課	
63	理解促進・啓発事業	障害福祉に関する研修等の開催を通じて、障害者に対する正しい知識と理解の普及に努める。	障害者相談室	障害

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
64	人権教育の推進	障害のある人の人権に対する十分な認識と理解を深めるため、家庭、学校、地域との連携を図りながら、人権教育を推進する。	学校指導課	障害
65	教育研究指導事業	障害のある児童生徒と通常学級で学ぶ児童生徒の相互理解を深めるため、各学校の教育課程の中で、交流教育を行う。	学校指導課	障害
66	子どもの権利に関する啓発の推進	児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利に関して、学校内での周知を行い、普及啓発に努め、人権教育を推進する。	学校指導課	子ども

## ②福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発

## 施策体系 1-(3)-②

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
67	福祉に関する講座等事業	福祉に関する各種講座等を実施し、福祉に対する啓発事業を行う。	公民館課	
68	家族介護者支援 (交流会)	高齢者や介護に関わる家族を対象に、介護に関する勉強会や介護者間の交流を行う。	高齢者相談室	高齢
69	生涯学習の推進	高齢者が生涯を通じて生きがいや社会的役割を持ち、様々な活動に取り組めるよう、市民大学講座など生涯学習施策の推進を図る。	社会教育課	高齢
70	心のバリアフリーの啓発事業	市報を通じ、障害のある人に対する理解を深める。	障害者相談室	障害
71	「障害者週間」等の記念事業の推進	障害者福祉を進める会の行う行事に対し支援し、啓発を図る。	障害者相談室	障害
72	心のバリアフリーの啓発パンフレット等の作成・活用	障害者週間行事の一環として、啓発ポスター等を作成し、障害者への理解を深める。	障害者相談室	障害
73	疾病や障害に関する情報の発信	市報・ホームページなどの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援にかかわる活動を紹介し、市民や当事者・関係者の理解促進に努める。	障害者相談室	障害
74	心のバリアフリーの市民福祉講座	地域活動支援センターつばさにて、各種福祉講座を実施し、障害のある人に対する理解を深める。	障害者相談室	障害



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
75	障害者を理解し受け入れる地域づくり	障害者週間にあわせ、啓発に係る行事、広報を実施する。 また、地域活動支援センターⅠ型の事業として、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業等を実施する。	障害者相談室	子ども
76	中高生と乳幼児のふれあい事業	主に、市内各親子ひろば事業での、中高生と乳幼児のふれあいの場を企画し、乳幼児に対する次世代の親へ向けて、感性を磨いてもらうなどの体験の場を設定する。	子育て相談室 (子ども子育て事業課) (学校指導課)	子ども

## 基本目標2 暮らしを支えるサービスの充実

### (1) 必要な福祉サービスが利用できる仕組みづくり

#### ①市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有

- 情報の提供・共有
- 福祉サービス第三者評価の受審・公表

#### 施策体系 2-(1)-①

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
<b>【情報の提供・共有】</b>				
77	市報・ホームページによる福祉情報の提供	市報やホームページを使い、福祉情報を提供する。	市政戦略室	
78	わかりやすい国民健康保険事業の情報提供	高齢者宛てのお知らせは、活字を大きくし通知する。また、振り込め詐欺の被害等にあわないように、最新の手口などのちらしを同封し情報提供する。	保険課	
79	ニコニコガイドの作成	介護保険サービス事業者の情報をまとめてガイドブックを作成し、介護サービス利用者が事業者を選択しやすくするために、情報提供を行う。	介護保険課	高齢
80	相談窓口での情報提供	市民のニーズに対応した情報提供は、相談窓口や電話問い合わせ等における対応が中心となるため、相談に当たっては、相談者の状況に応じた適切な情報をわかりやすく提供するように努める。	高齢者相談室	高齢

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
81	各種訪問活動 を活用した情 報提供	地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員、ボランティアなどによる訪問活動を通じて、心身の状況により情報の収集や内容の把握が困難な高齢者等に対して情報の提供に努める。	高齢者相談 室	高齢
82	情報のバリア フリー化の推 進	だれもが必要な情報入手でき、適切なサービスが利用できるように情報提供方法の工夫に努める。	高齢者相談 室	高齢
83	精神保健啓発 事業	心の健康に関する講座を実施し、また、メンタルヘルスセルフチェックシステムなどホームページの活用により、精神保健や心の健康についての正しい知識の普及に努める。	健康推進課	障害
84	障害者のしお りの作成	障害者のしおり作成にあたり、内容の充実した、わかりやすいものとし積極的に情報提供を行う。	障害者相談 室	障害
85	障害のある方 のための居宅 介護事業者ガ イド	サービスを利用しやすくするために、居宅介護事業者ガイドを作成し、情報提供を行う。	障害者相談 室	障害
86	声の広報発行 事業	声の広報（市報・市議会だより・しろばら・けやきの樹）として、音声録音をしたCDを希望者に提供する。	市政戦略室 議会事務局 選挙管理委 員会事務局 公民館課	障害
87	ホームページ 運営	ホームページに音声読み上げソフトを導入し、市からのお知らせや行政サービスイベントなど幅広い情報提供する。	市政戦略室	障害
88	ホームページ バリアフリー 事業	アクセシビリティ（利用しやすさ）の維持・向上のための職員研修を実施する。	市政戦略室	障害
89	体育施設等の 利用促進	障害のある人が、気軽に施設を利用できるよう、インターネットによる予約システムを導入する。	スポーツ振 興課	障害
90	健康・医療の情 報提供体制の 整備	障害のある人の健康への不安や健康づくりに応えるため、健康や医療の情報を積極的に提供する。	健康推進課	障害
91	障害のある方 のための意思 疎通支援事業	手話通訳：聴覚に障害のある方が、市の主催行事及びそれに準ずる催し等に参加する時、または健聴者との意志疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣する。	障害者相談 室	子ども

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
		要約筆記：聴覚障害者団体及び聴覚障害者で手話による意志疎通が困難な方に要約筆記者を派遣する。 盲ろう者の通訳・介助者：視覚と聴覚の両方に障害がある方に、その方の障害の特性に応じたコミュニケーションしやすい方法で通訳を行う通訳・介助者を派遣する。		
92	子育てガイド「ホッとおれんじこくぶんじ」の作成と普及	子育てに関する様々なサービスの総合的な案内をするためのガイドブックを作成，配布する。	子ども若者計画課	子ども
93	ホームページ，ツイッターによる子育て関連情報の発信	ホームページやツイッターから子育て・子育てに関する情報をタイムリーに発信する。	子ども家庭部	子ども
94	健康情報のポスター作成	市内薬局等に健康講座や，食育などの情報をポスターにて掲示し，市民に広く周知する。	健康推進課	健康
95	すくすくこくぶんじ	地域の親子を対象とし，保育園にて，予防的観点から健康に関する保健講話や，健康相談を実施する。	子ども子育て事業課	健康
96	市職員による出前講座	市政についての学習会等を開催する場合，市から関係職員を講師として派遣する。	各課	健康
97	健康づくりに関する情報発信	市報，ホームページ，ツイッターなどの情報媒体を使い，対象者に合わせて健康づくりに関する情報を発信していく。若い世代・働き盛り世代に対してインターネットの活用を充実させる。	各課	健康
98	健康・食育に関する団体の情報集約・発信	健康づくりに取り組む地域活動団体や食育に関する団体，自主グループなどの情報を集約し，市民・団体に発信する。	健康推進課 協働コミュニティ課	健康
<b>【福祉サービス第三者評価の受審・公表】</b>				
99	第三者評価の実施	サービス提供事業者が第三者の評価を受けてサービスの質の向上に努めることにより，利用者は安心してサービスを受けることができるようになる。また，客観的な評価情報が公開されることで，利用者は容易にサービスを選択できるようになる。これらを目的とする，第三者評価の受審を働きかける。	介護保険課	高齢

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
100	福祉サービス 第三者評価受 審支援事業	サービス提供事業者の第三者評価受審費用を補助し、福祉サービス第三者評価の普及・受審促進を図る。	地域福祉課	障害
101	日中活動系サ ービス第三者 評価受審支援 事業	日中活動系サービス提供事業者の第三者評価受審費用を補助し、福祉サービス第三者評価の普及・受審促進を図る。	障害者相談 室	障害

## ②地域に密着したサービスの展開

- 地域包括ケアの推進

### 施策体系 2-(1)-②

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
<b>【地域包括ケアの推進】</b>				
102	地域包括ケア の推進	子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、ライフステージに合わせた保健・医療・福祉の連携を図る。そのために、これから構築を推進していく高齢者のための地域包括ケアシステムをはじめ、障害者や子どもについての、地域の社会資源を活用したネットワークを、重層的なネットワークとして連携させていく仕組みづくりを検討する。	地域福祉課	
103	国分寺市障害 福祉サービス 事業者等連絡 会	サービス事業者等の協力関係の構築を図り、市の障害者施策の円滑かつ適切な運営に資するため連絡会を設置し、事業者間、事業者と市の連絡調整、情報交換を行うとともに、事例研究等を実施し、サービスの質の向上に努める。	障害者相談 室	障害
104	地域ケア会議 の開催	地域包括ケアシステム構築に向けて、保健、福祉、医療等の分野の多職種が参加し、市全域レベルで開催する地域ケア会議をはじめ、小地域ケア会議や各地域包括支援センターで開催する個別支援会議、専門レベルとして開催する3つの専門部会などで、地域の課題を共有・連携し、今後の政策へ反映する。	高齢者相談 室	高齢
105	障害者の相談 支援	相談支援事業所にて障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、また、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を総合的に行う。	障害者相談 室	障害

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
106	相談支援事業者連絡会の運営(障害)	相談支援事業者連絡会を設置・運営し、障害者本人のニーズに合う福祉サービスの提供を支援していく。	障害者相談室	障害
107	居宅介護事業者連絡会の運営(障害)	居宅介護事業者連絡会を設置・運営し、事業者間の情報交換及び連携を図る。	障害者相談室	障害
108	難病等の相談体制の整備	健康推進課・障害者相談室、障害者センター、保健所などの連携・協力により、相談体制の充実に努める。	健康推進課 障害者相談室	障害
109	障害児(者)の個別支援システムの構築	障害児(者)を一生涯にわたり切れ目なく一貫した支援をすることを目的として、個別の支援に必要な情報を関係機関で共有するためのネットワーク体制作りを、福祉保健部・子ども家庭部・教育部等が協力して推進する。	子育て相談室	障害
110	精神保健福祉業務連絡会	市関係課、保健所、多摩総合精神保健福祉センター、専門の民間事業者、相談事業者などの連携・協力により、相談体制の充実に努める。	健康推進課	障害
111	障害児の教育・就学相談体制の整備	早期から適切な教育相談・就学相談が行えるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実に努める。	学校指導課	障害
112	障害児の進学等への支援	中学校課程終了後、高等学校や特別支援学校の高等部、専門学校や職業訓練校への進学等、多様な選択が可能になるよう関係機関に要請していく。	学校指導課	障害
113	障害児(者)の早期支援体制の構築推進	家族支援を含めた障害者への支援体制をシステムとして構築する。予防や訪問等による早期支援、家族支援が速やかにかつ継続して行われるように、情報の周知・相談体制の整備と併せて関係機関と調整の上、支援体制を整備する。	健康推進課 障害者相談室	障害
114	歯科医療連携推進事業	かかりつけ歯科医を探すことが困難な障害者・在宅要介護者等の相談を受け、身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、歯科衛生士が歯科医師会コーディネーターと連携して対応する。	健康推進課	障害 子ども

## (2) 福祉ニーズへの総合的・専門的な対応の仕組みづくり

### ①福祉ニーズに対する相談機能の充実

- 相談窓口の周知
- 福祉の総合的な相談窓口の体制整備
- 福祉ニーズに対応する人材の資質向上

施策体系 2-(2)-①

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
<b>【相談窓口の周知】</b>			
115	相談窓口の周知 安心して相談できるよう、相談体制の充実に努めるとともに、相談窓口の周知徹底を図る。 41～44 ページに各種相談窓口の一覧を添付	各課	
<b>【福祉の総合的な相談窓口の体制整備】</b>			
116	福祉の総合的な相談窓口の体制整備 福祉の総合的な相談窓口の体制整備が求められていることから、これまでの検討経過を踏まえ、市民が安心して相談できる窓口の体制を整備する。	地域福祉課	
<b>【福祉ニーズに対応する人材の資質向上】</b>			
117	ケアマネジャー等への支援 保健・医療・福祉に関わる関係者の連携強化やネットワーク構築を目的として、地域ケア会議等の開催やサービス別連絡会の開催支援をしていく。また、ケアマネジャーが適切にケアマネジメントを実施できるよう研修やケアプラン作成の支援を行う。	高齢者相談室	高齢
118	市職員研修の実施 新任職員研修において、障害の理解を深めるための研修を実施する。	職員課	障害
119	基幹相談支援センター事業 障害者等の各種ニーズに対応できる総合的な相談支援を行う。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業者に対する助言や研修の実施による人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化を図る。	障害者相談室	障害
120	障害者の相談支援機能強化 市の窓口における相談支援機能を強化するため、専門的能力を有する職員を配置する。	障害者相談室	障害
121	障害者センターでの専門職による指導の充実 障害者センターでの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による指導の充実に努める。	障害者相談室	障害

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
122	ヘルパーレベルアップ研修 (障害)	事業者連絡会において、ヘルパーのレベルアップを目的とした研修を行う。	障害者相談室	障害
123	障害児への相談機能の整備	障害のある児童生徒の障害や心理に対する理解を深めるため、担当教員の研修を実施するなど相談機能の強化・充実を図る。	学校指導課	障害
124	教員研修の推進	学級担任のための障害児教育にかかわる研修会や情報交換等を行う。	学校指導課	障害
125	保育士研修の推進	保育士のための障害児療育に関わる研修を行う。	子ども若者計画課	障害
126	子どものいじめと虐待に関する早期発見と早期対応	子どものいじめと虐待に関する早期発見と早期対応が可能となるように、関係スタッフのスキルアップのための研修を実施する。	子育て相談室 (子ども若者計画課)	子ども
127	保育所・幼稚園・学童保育所・児童館などの、市内関係機関への専門的視点での指導・援助	民間を含めた、保育所・幼稚園・学童保育所・児童館などへ施設訪問し、発達に心配のある子どもへの対応について、専門的視点によるスタッフへの助言を行う。また、主催研修会の企画立案と参加啓発を行い、施設での実習参加・見学者受け入れを実施する。	子育て相談室	子ども
128	基幹型保育所同士の相互連携事業	運営主体の異なる基幹型保育所が、人材交流や情報交換等を通じて、各々の持つノウハウや知識を共有することで相互連携を強化する。	子ども若者計画課	子ども
129	エリア内の保育所等の相互連携推進事業	エリア内の保育所同士と外部機関との連携により得たノウハウや知識を、各エリア内の保育所等に還元する。また、エリア内の保育所等の相互連携を強化・推進する。	子ども若者計画課 (学校指導課)	子ども
130	基幹型保育所と外部機関等との相互連携推進事業	基幹型保育所が、市の子育て支援・母子保健関係機関や、学術機関等と連携し、保育に関する最新情報や専門知識を収集・習得する。	子ども若者計画課 (子育て相談室) (健康推進課) (学校指導課)	子ども
131	基幹型保育所によるその他の事業	上記に加え、基幹型保育所が、市の保育の質の維持向上と、安心・安全な保育所等の運営に資するために行う。	子ども若者計画課	子ども

②地域の福祉課題を発見する仕組みづくり

施策体系 2-(2)-②

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
132	社会福祉協議会との連携	地域福祉の推進を担っている社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会や市が行う相談業務等により、地域の福祉課題の発見・把握に努める。	地域福祉課	
133	民生委員等との連携による訪問相談	民生委員等と連携しながら、地域住民や社会資源の情報を交換することにより、地域の課題やニーズを共有し、また見守り体制やネットワークの維持・発展に努める。	高齢者相談室	高齢
134	民生委員による相談	子育て・母子保健・地域生活・教育・学校生活等の日常的な子どもに関する相談を受け、福祉課題の発見に努めるとともに、関係機関（行政・児童相談所・保健所・警察署・社会福祉協議会等）と連携して、必要な情報や窓口につなげる。	地域福祉課	子ども
135	地区連絡協議会（地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う協議会）	児童委員、児童相談所、学校等の関係機関で構成する協議会において、地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う。	地域福祉課	子ども

(3) 虐待やいじめ等の防止と権利擁護の推進

①あらゆる虐待やいじめ等の防止

施策体系 2-(3)-①

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
136	DV対策事務事業	DVに関する講座・講演会を開催し、市民がDVに関する正しい知識を得る機会を提供するとともに、当事者に被害への気づきをうながす。また、相談機関の連絡先などを記載したリーフレット等を作成し、被害者の手に渡るような場所に設置する。	文化と人権課	
137	男女平等推進センター運営等事務事業	相談者の悩みごとの相談を受け、DV被害者の発見と、その後の支援につなげる。	文化と人権課	
138	障害者虐待防止事業	障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。	障害者相談室	障害



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
139	権利擁護・高齢者虐待防止等の推進のための関係機関・関係者への普及啓発	地域住民や介護サービス関係者等が高齢者虐待に対する理解を深めることで、虐待の未然防止や早期発見・対応を図る。	高齢者相談室	高齢
140	高齢者虐待防止ネットワークを通じた連携体制の構築	高齢者本人と養護者に対して適切な支援や継続的な見守りを行い、虐待の未然防止・早期発見のため、地域における様々な関係者のネットワークの強化を図る。	高齢者相談室	高齢
141	子どもの権利に関して、子どもを含む市民への普及・啓発	児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利について、子どもを含む市民へ、普及・啓発を図る。	子ども若者計画課 (文化と人権課)	子ども
142	子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発	児童の権利に関する条約の内容に基づき、子どもの視点に立った施策の展開をするため、全職員を対象とした研修を実施する。	子ども若者計画課 (各課)	子ども
143	子どもの権利に関して、市内施設関係職員への普及・啓発	市内で公共施設の運営を行う者(指定管理事業者等含む。)に対して、施設が子どもの居場所として機能するよう、子どもの権利の普及・啓発を図る。	子ども若者計画課 (関係課)	子ども
144	子どものいじめと虐待に関する啓発活動	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」に基づく、いじめと虐待に関する啓発事業を実施する。 ①市報・ホームページ掲載 ②ポスター配布・パンフレットの配布 ③虐待防止オレンジリボン配布 ④講演会の実施 ⑤全小中学校への訪問啓発 ⑥街頭での防止キャンペーンの実施	子育て相談室 (学校指導課) (子ども子育て事業課)	子ども
145	いじめ防止に関する対応事業の推進	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」を受け、「国分寺市いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの防止及びいじめが発生した際の適切な対応等を行う。	学校指導課 (関係課)	子ども
146	要保護児童対策地域協議会の運営等連携事業	要支援・要保護児童、特定妊婦に係る支援のための関係機関連携組織や、要保護児童対策地域協議会の運営・充実を図るとともに、いじめに関する関係機関の連携を図り、いじめ発生時の対応策について、十分な連携を図る。	子育て相談室 (関係課)	子ども
147	いじめと虐待などで被害を受けた子どもへの支援	子ども家庭支援センターと、教育委員会・警察・児童相談所・主任児童委員が連携して、被害にあった子どもの支援を実施する。必要によって、子どもの実態に見識の深い選任弁護士に相談をし、解決に向ける。	子育て相談室 (子ども子育て事業課) (地域福祉課)	子ども

②権利擁護の推進

施策体系 2-(3)-②

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
148	権利擁護センター事業	成年後見制度利用支援事業・地域福祉権利擁護事業・ふくし法律相談等の事業を通じて、認知症高齢者や障害者等の日常生活を営む上で支障のある方の支援、不安解消を行う。	地域福祉課	
149	地域福祉権利擁護事業の推進	社会福祉協議会において、認知症高齢者や身体状態により意思表示が困難な高齢者など、援護を要する高齢者の権利を擁護するため、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理、消費者被害防止等、地域での自立した生活を幅広く支えていく地域福祉権利擁護事業について、周知・普及を図りながら、その推進に努め、市においても支援していく。	地域福祉課 社会福祉協議会	高齢
150	成年後見制度利用相談・支援	制度利用に向けた相談対応、申し立てにおける後方支援等について社会福祉協議会の権利擁護センターと連携を図り対応する。また、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会などと連携して制度利用に向けた支援を行う。	高齢者相談室	高齢
151	権利擁護センター事業（福祉サービス総合支援事業）	弁護士等による専門相談や第三者性を有する苦情対応機関を設置し、福祉サービス利用に関する苦情への適切な対応を行う。	地域福祉課 社会福祉協議会	障害
152	権利擁護センター事業（日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業））	認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉サービスに関する相談・助言等のサービス利用援助や、手続・支払い等の日常的な金銭管理等を行い、地域における福祉サービスを安心して選択・利用でき、主体的に生活することができるよう支援を行う。	地域福祉課 社会福祉協議会	障害
153	権利擁護センター事業（成年後見活用あんしん生活創造事業）	判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な方やその親族への制度利用支援を行う。	地域福祉課 社会福祉協議会	障害

#### (4) 生活困窮者への自立支援

##### ①暮らしを支える支援の充実

- 相談体制の整備
- 支援体制の充実
- 学習支援事業の実施

施策体系 2-(4)-①

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
<b>【相談体制の整備】</b>			
154	自立相談支援事業（相談） 生活保護の前段階にある生活困窮者が抱える複合的な課題に包括的かつ一元的に対応する自立相談支援機関を設置し、庁内関係課及び地域の関係機関と連携し、支援を必要とする生活困窮者の把握に努めて、窓口又は自宅訪問等により、相談を受け付ける。	生活福祉課	
<b>【支援体制の充実】</b>			
155	自立相談支援事業（支援） 自立相談支援機関において相談を受け付けた生活困窮者を対象として、それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成して、この計画に基づき早期自立に向けた支援を行う。また、生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議を設置し、個別支援計画の適切性の協議及び関係機関との情報共有と連携を図る。	生活福祉課	
156	住居確保給付金支給事業 離職等により、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方に、家賃相当額の住居確保給付金を支給し、住居の確保を図り就労に向けた支援を行う。	生活福祉課	
157	庁内連絡会議の設置 庁内関係課における情報共有・連携を図り、支援を必要とする方を早期に相談につなげて、自立に向けた支援を包括的に行うため生活困窮者自立相談支援事業庁内連絡会議を設置する。	生活福祉課	
<b>【学習支援事業の実施】</b>			
158	学習支援事業 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもの学習支援を行う。また、家庭訪問を行い生活課題の解決を図る。	生活福祉課	

## 基本目標3 安心して暮らせる環境づくり

### (1) 安心して生活できる環境づくり

#### ①ユニバーサルデザインのまちづくり

- 福祉のまちづくり
- 道路・建物・公園等の整備推進

施策体系 3-(1)-①

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
<b>【福祉のまちづくり】</b>			
159	ユニバーサルデザインの推進 民間事業所を含めて市全体がだれもが使い勝手の良い快適な場所となるために、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインの周知・啓発・助言を行う。	都市企画課 まちづくり推進課 建築指導課	高齢
160	バリアフリー基本構想策定 基本構想策定に向けた検討を行う。	道路と下水道課	障害
161	国分寺市まちづくり条例 国分寺市まちづくり条例第43条第3項に基づき、開発事業を行う事業者に対し、基本理念に則り、市が実施する施策との調和を図るため、適切な助言又は指導を行う。	まちづくり推進課	障害
162	バリアフリー法・東京都福祉のまちづくりの推進 建築物の建築の際、バリアフリー法・東京都福祉のまちづくり条例に合致し、身体機能に配慮して設計するよう指導する。	建築指導課	障害
163	障害者用駐車スペースの確保 各公民館に障害者用駐車スペースを整備する。	公民館課	障害
164	庁舎等のバリアフリー化の推進 新庁舎建設時は、ユニバーサルデザインを取り入れ、音声や光等で、障害者を誘導できるような設備を備えた庁舎を建設する。	契約管財課	障害
165	バリアフリーとユニバーサルデザインに対応したまちづくり、道づくり バリアフリーとユニバーサルデザインに対応したまちづくり、道づくりの検討に、子どもも社会の一員として考える。	子ども若者計画課 (関係課)	子ども
166	都赤ちゃんふらっと事業の推進 赤ちゃんを連れて出かけたときに、授乳ができた、トイレが使用できたり、おむつ替えができる施設を増やすことを目的に、全庁的な啓発をする。	子育て相談室 (各課)	子ども

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載している 個別計画	
<b>【道路・建物・公園等の整備推進】</b>				
167	道路・公共空間の整備促進	高齢者や障害者等の歩行者の安全を確保するため歩道の整備、放置自転車、広告看板等の撤去、公共空間における段差解消等利用しやすい環境整備に努める。	道路と下水道課 事業計画課	高齢
168	点字ブロックの整備	道路整備を行うときは、点字ブロックの効果的な整備を行う。	道路と下水道課	障害
169	公園緑地の整備	子どもを含む利用者が、安全に利用できるように、公園・緑地の整備、改修を行う。	緑と建築課	障害 子ども

## ②市内交通の利便性の向上

- 公共交通機関の充実
- 外出・移動に関するサービスの充実

### 施策体系 3-(1)-②

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載している 個別計画	
<b>【公共交通機関の充実】</b>				
170	ノンステップバスの導入要請	だれもが利用しやすいバスにするため、バス事業者に対し、ノンステップバス（低床スロープ付きワンステップバスを含む。）の導入を働きかける。	事業計画課	障害
<b>【外出・移動に関するサービスの充実】</b>				
171	高齢者送迎サービス	介護保険の要介護、要支援認定を受けている方が介護保険サービスの通所及び入退所の際に利用できる送迎サービスを実施する。	介護保険課	高齢
172	移動・送迎サービス	高齢者・障害者等移動困難者の通院時等の移動手段を確保するため、事業実施NPO等に対し、道路運送法に基づく福祉有償運送団体登録事務の支援等を行うとともに、福祉有償運送事業を実施するNPO等の育成を行う。	生活福祉課	高齢
173	福祉有償運送事業	移動制約者、移動困難者の通院時等の移動手段の確保に対するニーズを把握し、公共交通機関では不足するような部分を道路運送法第78条に基づく福祉有償運送を行うNPO法人等を確保する。	生活福祉課	障害

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
174	福祉有償運送 事業所への支 援	福祉有償運送事業所の運営費を支援し、障害者の 移動手手段の拡充を図る。	障害者相談 室	障害

## (2) 市民生活の安全安心の向上

### ①防災・減災対策の推進

- 避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援
- 防災意識の向上
- 災害に対する備え

#### 施策体系 3-(2)-①

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
<b>【避難行動要支援者(災害時要援護者)への支援】</b>				
175	災害時要援護 者登録制度	大地震などの災害発生時に、自力で避難すること が困難な方の安否確認及び避難の介助を迅速・的 確に行うことを目的としている。登録は本人の申 出により「災害時要援護者登録申請書」を提出す ることで「国分寺市災害時要援護者登録名簿」に 記載される。名簿は平常時から支援者となる関係 機関等に提供し、事前周知することで災害時には 迅速・的確な活動が可能になるとともに、日頃か らの地域コミュニティの推進を図ることができる。	地域福祉課	高齢
176	災害時要援護 者支援マニ ュアルの活用	災害時に、自らの命を守るためにはどのようなこ とが必要であるかを、支援マニュアルを活用し、 障害児(者)、高齢者などの災害時要援護者とその 家族、地域住民等の危機管理意識を向上させ、ま た、災害時要援護者とその家族、地域住民が、協 力して災害発生時に適切な行動ができるよう啓 発を図る。	地域福祉課	障害
177	災害時要援護 者リストの作 成と情報提供 システムの整 備	災害発生時に自力での避難が困難な方を、地域で 把握し、迅速・的確な援助ができるよう、災害時 の援護を希望する要援護者のリストを作成し、要 援護者の同意に基づき、消防、警察、民生委員・ 児童委員、社会福祉協議会等に情報提供するシス テムの整備をする。	地域福祉課	障害

※ 175, 176, 177 の事業名等は各個別計画の策定時(平成 27 年3月)の「災害時要援護  
者」となっていますが、今後、法改正による「避難行動要支援者」へ移行していきます。

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
<b>【防災意識の向上】</b>			
178	高齢者に対する防災・安全教室等安全教育 地域交流会において警察署・消防署からの情報提供を行っている。	地域福祉課	
179	住民組織(自主防災組織等)による高齢者世帯等の安全確保のしくみづくり 地域における防災力の向上を目指すことを目的として、市と地域との間で「防災まちづくり推進地区」としての協定を結び、高齢者世帯等の安全確保及び見守りを行っているが、これらの地域活動を支援する。	防災安全課	高齢
180	市民防災まちづくり学校事業 市民防災まちづくり学校を開催し、安全で住みやすいまちづくり、地域づくりの学習の場を広く提供し、安全なまちづくりに努める。	防災安全課	障害
181	震災総合防災訓練事業 訓練を通じて、市民が、災害発生時における避難場所、誘導方法などを確認するとともに、日頃の災害への備えなどの啓発を図る。	防災安全課	障害
<b>【災害に対する備え】</b>			
182	むかしの井戸 市内 19 箇所（うち市管理は 17 箇所）あるむかしの井戸の整備・管理を行い、通常時の市民の憩いの場、災害時の生活用水を確保する。	防災安全課	
183	災害ボランティアコーディネーター養成 災害ボランティアセンターのスタッフとなるコーディネーター養成講座を実施し、災害時の支援体制を強化する。	社会福祉協議会 防災安全課	障害
184	専門的な知識等を持つ災害ボランティアの登録 災害時に具体的な対応ができるよう専門的な知識等を持つ災害ボランティアを登録する。	社会福祉協議会 防災安全課	障害

## ②地域での見守り体制の充実

## 施策体系 3-(2)-②

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
185 高齢者配食サービス	ひとり暮らし・高齢者のみの世帯・日中独居の高齢者に、栄養バランスがとれた調理済みの平日昼食を届け、高齢者の栄養摂取を図るほか、定期的に訪問することにより安否確認・健康状態の確認も行う。	高齢者相談室	高齢健康

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
186	徘徊家族支援サービス	徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族に対し、位置探索情報サービスを利用して居場所を伝え事故防止を図るなど、安心して介護できる環境を整備する。	高齢者相談室	高齢
187	見守り訪問事業 (旧：支え合いネットワーク事業)	閉じこもりがちな高齢者に対して見守り訪問員等が訪問して、安否確認を行うとともに、話し合いや情報提供などを行うことにより、地域とのつながりを確認し高齢者の孤独感の解消を図る。	高齢者相談室	高齢
188	見守り協定事業	市民に対し定期的に訪問してサービスを提供している事業者と協定を締結し、行政上の支援が必要な「何らかの異変」の早期発見・対応に努める。	高齢者相談室	高齢
189	福祉電話の貸与	ひとり暮らし高齢者に電話や緊急通報装置を貸与し、通話料を助成することで、日常生活における孤独感や緊急時に対する不安を解消し、生活の安全確保を図るとともに、安否確認・事故の未然防止に向けた環境整備に努める。	高齢者相談室	高齢
190	ふれあい訪問収集	高齢や障害などの理由により、所定の場所にごみを出すことが困難な世帯を対象に、職員が玄関先で安否を確認しながらごみを収集する。	ごみ対策課	障害
191	防災まちづくり推進地区事業，市民防災推進委員会事業	市民防災推進委員会を中心として自治会，町内会やコミュニティ協議会などと連携を図り，地域住民による声かけ・見守り運動を推進する。	防災安全課	障害

### ③地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進

- 防犯活動の推進
- 自主防犯活動の支援
- 交通安全対策の推進

#### 施策体系 3-(2)-③

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
<b>【防犯活動の推進】</b>				
192	消費者被害の防止	高齢者を狙う悪質商法が多様化し、消費者被害に遭う高齢者が増加傾向にあるため、市民への情報提供や、被害防止の体制整備を行う。	高齢者相談室	高齢



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
193	防犯事業	犯罪等発生時や不審者情報を携帯電話やパソコンなどに送信する「生活安全情報メール配信サービス」を実施する。また、災害時の情報についても、生活安全情報メールで配信を実施する。	防災安全課	障害
194	セーフティ教室等の開催	児童・生徒が犯罪に巻き込まれないための危険予知能力や危険回避能力を養うため講習を行う。また、家庭や地域社会との犯罪防止に向けた共通理解を図り、関係諸機関との連携を確立する。学校に不審者が侵入した場合を想定し、安全に避難する方法を身に付ける。	学校指導課 (教育総務課)	子ども
195	子ども110番の家の設置	子どもが被害を受けたり、身の危険を感じたときに安心して避難できる「子ども110番の家」の設置を行う。	学校指導課	子ども
196	通学路見守り活動の実施	春と秋の交通安全運動週間に合わせ、通学時における子どもたちの安全を図るため、年に2回、通学用道路にて教育委員会が見守り活動を行う。	教育総務課	子ども
197	防犯パトロールの実施	子どもたちの安全確保など市内の防犯対策のため、自主防犯活動団体による防犯パトロールや市職員等による青色防犯パトロールの実施を推進する。	防災安全課 (教育総務課)	子ども
198	事件災害情報の迅速な提供	事前に登録した市民等に不審者や事件、災害情報を電子メールで配信する。	防災安全課 (子ども子育て事業課) (学校指導課) (学務課)	子ども
199	防災行政無線を使用した「子どもの見守り放送」の実施	児童が犯罪の被害に巻き込まれる危険性の高い通学時の安全確保のため、下校時間前に防災行政無線を使用して地域住民等に子どもの見守り活動の呼びかけを行う。	防災安全課 (学校指導課)	子ども
200	地域防犯パトロール協力事業者によるパトロール	市内の事業者と協定を締結し、車両にマグネットシートを貼付し、業務中に市内の防犯パトロールを実施する。	防災安全課	子ども
<b>【自主防犯活動の支援】</b>				
201	防犯まちづくり委員会・ブロック連絡会の開催	防犯まちづくり委員会を開催し、委員相互の意見交換や情報交換、警察等との交流を図り、地域の防犯啓発活動を展開する。また、児童の見守りに関して防犯まちづくり委員をはじめとする自主防犯活動団体とPTAとの意見交換・情報共有を行う。	防災安全課	子ども

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載して いる 個別計画
202	防犯リーダー 養成講習会の 開催	防犯知識を習得できる講習会を実施して地域で活動する防犯リーダーを養成し、地域での自主防犯活動の活性化を図る。	防災安全課	子ども
203	自主防犯活動 団体による児童 の見守り活 動の推進	現在、自主防犯活動団体では登下校時に児童の見守り等を実施しているが、更に多くの団体に要請し、登下校時に合わせた防犯パトロールや見守り活動を推進する。	防災安全課 (学校指導課)	子ども
204	市立小・中学校 周辺における 自主防犯活動 拠点の設置	学校及び周辺の安全を確保するため、校内の既存の施設や周辺の空き店舗や事務所を活用した地域の防犯ボランティアが集まることのできる自主防犯活動拠点を設置する。	防災安全課 (教育総務課) (経済課)	子ども
<b>【交通安全対策の推進】</b>				
205	安全設備の設 置	道路照明灯、道路区画線等の交通安全施設を整備することにより、交通危険箇所を解消し、交通事故の防止を図る。	道路と下水道 道課	子ども
206	交通安全運動 市民の集いの 開催	交通安全運動市民の集いを開催し、交通安全に対する啓発を行う。	事業計画課	子ども

## 各種相談窓口一覧

国分寺市役所 国分寺市戸倉1-6-1 (代表) 042-325-0111

	相談名	内容	日時	会場・問い合わせ	担当課または相談機関
1	消費生活相談	契約・解約・商品苦情など消費生活上の問題に関する相談	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～3時30分 (年末年始・祝日を除く)	消費生活相談室 (市役所第4庁舎2階)	消費生活相談員 →経済課
2	身近な人権相談	人権侵害や市民生活に関する相談	第2木曜日(予約制) 午後1時～4時 (年末年始・祝日を除く)	男女平等推進センター相談室 042-573-4378	人権擁護委員 →文化と人権課
3	女性法律相談	家族・離婚・相続など女性にかかわる幅広い法律上の相談	第3木曜日(予約制) 午後1時30分～4時30分 (年末年始・祝日を除く)	男女平等推進センター相談室 042-573-4378	女性弁護士 →文化と人権課
4	女性のためのカウンセリング(面接及び電話)	家庭内・職場・近隣との人間関係など、女性がかかえる悩みのカウンセリング	第2・4火曜日(予約制) 午後1時30分～4時30分 (年末年始・祝日を除く)	男女平等推進センター相談室 042-573-4378	女性カウンセラー →文化と人権課
5	女性の悩みごと相談(面接及び電話)	暴力など女性が抱える日々の悩みごと相談	月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時 (面接は4時まで) (年末年始・祝日を除く)	男女平等推進センター(ひかりプラザ2階) 042-573-4342	女性相談員 →文化と人権課
6	犯罪被害者等支援相談	犯罪被害による困りごと。本人のほか、家族・遺族の相談も可	月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時 (面接は4時まで) (年末年始・祝日を除く)	文化と人権課(ひかりプラザ2階) 042-573-4342	担当職員 →文化と人権課
7	虐待等に関する相談・高齢者(在宅)	虐待を発見した場合の通報・相談	月～金曜日 午前8時30分～午後7時  土曜日 午前8時30分～午後5時 (上記以外の時間は、市役所代表電話へ)	各地域包括支援センター(各センターの問い合わせ先は項番25を参照)	→高齢者相談室 →各地域包括支援センター
8	虐待等に関する相談・高齢者(施設)		月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (上記以外の時間は、市役所代表電話へ)	介護保険課(市役所第2庁舎1階)	→介護保険課
9	虐待等に関する相談・障害者		月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (上記以外の時間は、市役所代表電話へ)	障害者虐待防止センター[障害者相談室内](市役所第2庁舎1階)	→障害者相談室
10	虐待等に関する相談・子ども		火～土曜日 午前9時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	子ども家庭支援センター 042-572-8138	子ども家庭支援ワーカー →子育て相談室
		月～金曜日 午前9時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	小平児童相談所 042-467-3711	→小平児童相談所	
		土・日・祝日(年末年始を含む)、及び夜間(午後5時45分以降の閉庁時間帯)	東京都児童相談センター 03-5937-2330	→東京都児童相談センター	
11	教育相談	お子さんの学習・就学・行動に関する相談	火～土曜日(面接は予約制) 午前10時～午後5時 (毎週木曜日は午後7時まで) (年末年始・祝日を除く)	ひかりプラザ教育相談室 042-573-4376 電話相談 042-573-4375	教育相談員 →教育委員会学校指導課
12	こどもの発達相談	18歳未満の児童を対象とした、発達に関する悩みや心配ごとなど。	月～金曜日(予約制) 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	こどもの発達センターつくしんぼ 042-325-0070	医療・言語・運動機能・感覚統合・発達に関する専門相談員 →子育て相談室

国分寺市役所 国分寺市戸倉1-6-1 (代表) 042-325-0111

	相談名	内容	日時	会場・問い合わせ	担当課または相談機関
13	障害児相談支援・特定相談支援	障害児通所支援、障害福祉サービスを利用する18歳未満の児童の計画作成や相談	月～金曜日(予約制) 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	[相談支援事業所] こどもの発達センターつくしんぼ 042-323-7970	相談支援専門員 →子育て相談室
14	子どもと子どもを育てる家庭の総合相談	子ども及び子どもを育てる家庭支援に関すること全般 子ども虐待防止の相談	火～土曜日 午前9時30分～午後5時 ただし、第2・4木曜日は午後1時まで (年末年始・祝日を除く)	子ども家庭支援センター 042-572-8138	子ども家庭支援ワーカー →子育て相談室
15	ひきこもり相談	ひきこもり、ニートなどの子ども・若者が抱える問題について相談を受け、必要な担当課や関係機関の支援につなげる。	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	子ども若者計画課 (市役所第2庁舎1階)	→子ども若者計画課、経済課、生活福祉課、障害者相談室、健康推進課、子育て相談室、及び関係機関
		ひきこもりに悩む本人や家族、友人からの相談	月～金曜日 午前10時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	東京都ひきこもりサポートネット 03-5978-2043	→東京都ひきこもりサポートネット
16	保育所、学童保育所の入所に関する相談	保育所、学童保育所の入所に関する相談、病児・病後児保育、一時保育に関する相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	子ども子育てサービス課 (市役所第2庁舎1階)	→子ども子育てサービス課
17	障害者に関する相談	障害者とその家族の日常生活における相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	障害者相談室 (市役所第2庁舎1階)	→障害者相談室  [地域活動支援センター] →各地域活動支援センター事業者  ※精神障害者とその家族の保健相談は項番31, 34, 35
				[地域活動支援センター] つばさ 042-321-1136  ブラッツ 042-359-2440  虹 (戸倉) 042-324-0608 (光町) 042-575-0910	
18	身体・知的障害者福祉相談	心身に障害のある方の心配ごとなど	第1水曜日(休日に当たるときは翌週の水曜日) 午前10時～正午 身体障害者福祉相談(ひかりプラザ及び市役所障害者相談室)、知的障害者福祉相談(市役所障害者相談室) 午後1時～3時 知的障害者福祉相談(ひかりプラザ) (年末年始・祝日を除く)		身体・知的障害者相談員 →障害者相談室
19	難病相談	医療費助成に関する相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	障害者相談室 (市役所第2庁舎1階)	→障害者相談室  保健師・管理栄養士・歯科衛生士 →健康推進課
		障害福祉サービス等に関する相談	健康推進課 (いずみプラザ1階) 042-321-1801		
		[難病療養相談] 家庭での介護やりハビリ、介助用品など療養上の相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	東京都多摩立川保健所 042-524-5171	保健師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士 →東京都多摩立川保健所
		[難病医療相談] 難病でお困りの患者、家族の方に対し、専門医・保健師等による医療相談	毎月第2木曜日(予約制) 午後3時～ (8月・1月除く) [予約受付 月～金曜日 午前9時30分～正午まで(年末年始・祝日を除く)]	東京都医師会 03-3294-8821	→東京都医師会
	難病相談・支援員(保健師)やピア相談員(患者・家族)による難病相談	月～金曜日(面接は予約制) 午前10時～午後4時 (年末年始・祝日を除く)	東京都難病相談・支援センター 03-3446-1144	→東京都難病相談・支援センター	

国分寺市役所 国分寺市戸倉1-6-1 (代表) 042-325-0111

	相談名	内容	日時	会場・問い合わせ	担当課または相談機関
20	聴力障害に関する相談	きこえや補聴器に関する相談、その他生活全般的な相談と情報提供など	火～土曜日（面接は予約制） 午前10時～午後4時 第2・4木曜日 午前10時～午後8時 （年末年始・祝日を除く）	聴力障害者情報文化センター 03-6833-5001	→聴力障害者情報文化センター
21	発達障害に関する相談	発達障害のある方、その家族、関係施設・機関からの相談	月・火・木・金曜日（予約制） 午前10時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	東京都発達障害者支援センター 03-3426-2318	→東京都発達障害者支援センター
22	知的障害者青年期相談	卒後の進路、就労、日常生活、対人関係などの相談	月・火・木・金曜日 午前10時～午後5時 （面接は予約制） （年末年始・祝日を除く）	東京都知的障害者育成会 03-5389-2600	→東京都知的障害者育成会
23	肝疾患相談	肝疾患に関する相談	月～金曜日 午前9時30分～午後4時 （年末年始・祝日を除く）	〔肝疾患相談センター〕 武蔵野赤十字病院 0422-32-3135 国家公務員共済組合連合会虎の門病院 03-3560-7672	〔肝疾患相談センター〕 →武蔵野赤十字病院 →国家公務員共済組合連合会虎の門病院
24	高次脳機能障害者専用電話相談	高次脳機能障害のある方やその家族からの相談	月～金曜日 午前9時～正午、 午後1時～午後4時 （年末年始・祝日を除く）	東京都心身障害者福祉センター 03-3200-0077	→東京都心身障害者福祉センター
25	高齢者に関する相談	高齢者の生活を支えるための介護や健康、くらしなどの様々な相談	月～金曜日 午前8時30分～午後7時 土曜日 午前8時30分～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	高齢者相談室（いずみプラザ1階） 042-321-1301 〔地域包括支援センター〕 もとまち 042-301-5001 ひかり 042-573-4058 ひよし 042-300-1405 こいがくぼ 042-300-6024 なみき 042-300-3702 ほんだ 042-300-2339	保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど →高齢者相談室 〔地域包括支援センター〕 保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど →各地域包括支援センター
26	高齢者法律相談	高齢者に関する法律相談	月1回（予約制）	高齢者相談室（いずみプラザ1階） 042-321-1301	弁護士 →高齢者相談室
27	認知症専門相談	認知症や認知症と思われるような症状に関する相談やその対応方法など	月1回（予約制） （月毎に会場が変わります）	市内地域包括支援センター3か所 会場毎に予約 会場の案内は高齢者相談室 042-321-1301	精神科医師 →高齢者相談室
28	高齢者住宅改修・福祉用具相談	高齢者に関する住宅改修・福祉用具相談	応相談（予約制）	高齢者相談室（いずみプラザ1階） 042-321-1301	理学療法士 →高齢者相談室
29	保健・栄養・歯科相談（電話・面接・訪問）	乳幼児・育児相談、成人健康相談、精神保健相談（家族の対応等）、栄養相談、歯科相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 （面接・訪問は予約制） （年末年始・祝日を除く）	健康推進課（いずみプラザ1階） 042-321-1801	保健師・管理栄養士・歯科衛生士 →健康推進課

国分寺市役所 国分寺市戸倉1-6-1 (代表) 042-325-0111

	相談名	内容	日時	会場・問い合わせ	担当課または相談機関
30	結核・感染症等相談	感染症予防のための相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	東京都多摩立川保健所 042-524-5171	→東京都多摩立川保健所
31	心の健康相談	心の病気ををお持ちの方や家族の相談、毎日の生活の中で起きる、「心の問題」についての相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 (精神科医の相談は月1回、保健師の相談は随時) (年末年始・祝日を除く)	健康推進課 (いずみプラザ1階) 042-321-1801	保健師・精神科医師 →健康推進課
32	親と子の相談室	妊婦や育児中の方を対象とした、育児不安や心の悩みについての相談	年4回(予約制)	健康推進課 (いずみプラザ1階) 042-321-1801	精神科医師・保健師 →健康推進課
33	障害者等歯科相談	障害者や要介護者の歯と口の健康に関する相談と、かかりつけ歯科医を見つけるための相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	健康推進課 (いずみプラザ1階) 042-321-1801	歯科衛生士 →健康推進課
34	こころの健康相談	対人関係やこころの病及びアルコール・薬物・思春期青年期(引きこもり・不登校)・高齢者問題などでお悩みの方の相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 042-371-5560 東京都多摩立川保健所 042-524-5171	→東京都立多摩総合精神保健福祉センター →東京都多摩立川保健所
35	夜間こころの電話相談	心の悩みや精神的な問題などの相談	毎日 午後5時～午後10時 (受付は午後9時30分まで)	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 03-5155-5028	→東京都立多摩総合精神保健福祉センター
36	いのちの電話	だれにも相談できず悩んでいる方の電話相談を受け、不安や苦しみを和らげ、自殺を予防する	毎日(年中無休) 午前10時～午後9時 042-327-4343 毎月第3金曜日午前10時～翌々日の日曜日午後9時まで  [0120-738-556 毎月10日 午前8時～翌日午前8時]	認定特定非営利活動法人「東京多摩いのちの電話」 042-327-4343 0120-738-556	→認定特定非営利活動法人「東京多摩いのちの電話」
			毎日(年中無休) 24時間	社会福祉法人「東京いのちの電話」 03-3264-4343	→社会福祉法人「東京いのちの電話」
37	東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～		毎日(年中無休) 午後2時～翌朝5時30分	東京都自殺相談ダイヤル 0570-087478	→東京都東京都自殺相談ダイヤル
38	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	都内の医療機関を検索できる	毎日(年中無休) 24時間	東京都医療情報センター「ひまわり」 03-5272-0303 聴覚障害者用ファックス 03-5285-8080 外国語による相談 03-5285-8181(9時～20時)	→東京都医療情報センター「ひまわり」
39	救急相談センター	救急車を呼んだ方が良いかどうかの緊急性や受診の必要性判断、応急手当のアドバイス、医療機関の案内。	毎日(年中無休) 24時間	東京消防庁救急相談センター #7119(携帯電話・PHS・プッシュ回線から) 多摩地区 042-521-2323	救急隊経験者や看護師等 →東京消防庁救急相談センター

国分寺市役所 国分寺市戸倉1-6-1 (代表) 042-325-0111

相談名	内容	日時	会場・問い合わせ	担当課または相談機関
40 母と子の健康相談室（小児救急相談）	小児救急医療に関する相談、育児相談や妊産婦相談など母子の健康相談全般	平日：午後5時～午後10時 休日（土・日・祝日）及び年末年始：午前9時～午後5時	母と子の健康相談室 #8000（フッシュ回線 固定電話、携帯電話） 03-5285-8898（全ての電話）	→母と子の健康相談室
41 生活保護相談	暮らしに困っている方や、その親族の方からの相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	生活福祉課 （市役所第2庁舎1階）	面接相談員 →生活福祉課
42 母子父子・女性福祉相談	ひとり親家庭や女性の日常生活上の悩みごとなど	月～金曜日（予約制） 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	生活福祉課 （市役所第2庁舎1階）	母子父子自立支援員・婦人相談員 →生活福祉課
43 民生委員・児童委員による相談	地域の方からの様々な相談を受け、行政や専門家等へつなげる	区域ごとに担当の民生委員・児童委員がいます。連絡先については巻末の一覧表をご覧ください。ご不明な点等のお問い合わせは地域福祉課まで		民生委員・児童委員 →地域福祉課
44 生活上の悩みに関する相談	経済的な問題と併せて、生活していく上での様々な問題を抱えた方の相談 経済的理由で学習塾に通えない小中学生のお子さんをお持ちの方の学習支援相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	社会福祉協議会 042-324-8311	→社会福祉協議会 自立生活サポートセンターこくぶんじ
45 心配ごと相談	家庭内での心配ごとなど	第1・3水曜日 午後1時30分～午後4時 （電話受付時間は午後3時30分まで） （年末年始・祝日を除く）	社会福祉協議会 042-324-8311 （0800）800-2941	民生委員・児童委員 →社会福祉協議会 権利擁護センターこくぶんじ
46 ふくし法律相談	高齢者、障害者やその家族を対象とした法律相談	第4木曜日（予約制） 午後1時30分～午後4時30分 （1件につき1時間以内） （年末年始・祝日を除く）	権利擁護センターこくぶんじ 042-580-0570	弁護士 →社会福祉協議会 権利擁護センターこくぶんじ
47 成年後見専門相談	成年後見制度に関する相談	第2木曜日（予約制） 午後1時30分～午後4時30分 （1件につき1時間以内） （年末年始・祝日を除く）	権利擁護センターこくぶんじ 042-580-0570	司法書士・社会福祉士 →社会福祉協議会 権利擁護センターこくぶんじ
48 権利擁護に関する相談	認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方を対象とし、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなど	月～金曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	権利擁護センターこくぶんじ 042-580-0570	→社会福祉協議会 権利擁護センターこくぶんじ
49 ボランティア相談	ボランティアを始めたい方やボランティアを必要としている方の相談・申込み ボランティア保険や行事保険の加入手続	月～土曜日午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	ボランティア活動センターこくぶんじ 042-300-6363	→社会福祉協議会 ボランティア活動センターこくぶんじ
50 経営相談	経営相談・融資相談・創業相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	商工会 042-323-1011	商工会経営指導員 →商工会
51 創業相談	創業相談	経済課 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 多摩信用金庫 月～金曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	経済課 （第3庁舎1階） 多摩信用金庫 042-526-7766	→経済課 →多摩信用金庫価値創造事業部

国分寺市役所 国分寺市戸倉1-6-1 (代表) 042-325-0111

	相談名	内容	日時	会場・問い合わせ	担当課または相談機関
52	高齢者就業相談	高齢者を対象に就業に関する相談	月～金曜日 午前9時～午後4時30分 (年末年始・祝日を除く)	シルバー人材センター (福祉センター内) 042-325-4011	→シルバー人材センター
53	求人・求職・就職に関する相談	就労に関する相談・求人情報など	東京しごとセンター多摩 042-329-4510 ハローワーク立川 042-525-8609 (年末年始・祝日を除く)		→東京しごとセンター多摩 →ハローワーク立川
54	労働問題に関する相談	労働問題に関する相談、資料の提供等	東京都労働相談情報センター国分寺事務所 労働相談(予約制) 042-321-6110 電話相談専用～東京ろうどう110番 月～金曜日 午前9時～午後8時 土曜日 午前9時～午後5時 0570-00-6110 (年末年始・祝日を除く)		→東京都労働相談情報センター



国分寺市民生委員・児童委員協議会名簿（東部地区）

(任期H25.12.1～H28.11.30)

H27.9.1現在

区域 No.	氏名	住所	電話	担当区域
1-01	欠員	代理：追谷 恵子 委員	042-323-7558	南町一丁目
1-02	いのうえ たきこ 井上 たき子	東元町二丁目15-19	042-327-2050	南町二丁目1～13番まで
1-03	しん まさこ 進 万佐子	本町四丁目21-21	042-327-4645	南町二丁目14番～最終・三丁目9～20番
1-04	欠員	代理：影山 昭夫 委員	042-325-1530	南町三丁目1～8番
1-05	かげやま あきお 影山 昭夫	南町三丁目26-25	042-325-1530	南町三丁目21番～最終
1-06	おくつ みほ 奥津 美穂	泉町一丁目12-14	042-324-1135	泉町一丁目
1-07	やまだ まさのり 山田 正則	泉町三丁目1-25(カザガテ)西国分寺402	042-325-0473	泉町二丁目3～9番
1-08	しみず だけし 清水 武	泉町三丁目17-7	042-321-5788	泉町三丁目1～25番まで
1-09	おざき しゅういち 尾崎 周一	泉町三丁目28-11	042-321-8823	泉町三丁目26番～最終
1-10	たなか くみこ 田中 久美子	西元町二丁目12-12	042-328-6225	泉町二丁目1,2番・10～13番・西元町一丁目
1-11	たけなか ふみよ 竹中 芙美代	西元町二丁目9-20	042-323-6520	西元町二丁目
1-12	たなか あけみ 田中 明美	西元町三丁目30-16	042-322-2518	西元町三丁目
1-13	みやざわ こういち 宮澤 紘一	西元町四丁目2-18	042-301-3119	西元町四丁目
1-14	たなか みどり 田中 美登里	東元町一丁目23-19	042-325-1681	東元町一丁目1～20番まで
1-15	わたなべ やすこ 渡邊 泰子	東元町一丁目19-9	042-325-3701	東元町一丁目21～32番まで
1-16	おいだに けいこ 追谷 恵子	東元町二丁目19-6	042-323-7558	東元町一丁目33番～最終・二丁目14番～最終
1-17	こさか くみこ 小坂 くみこ	東元町二丁目9-29	042-322-3587	東元町二丁目1～13番まで
1-18	みやま まさこ 深山 正子	東元町三丁目4-18	042-323-1751	東元町三丁目1～14番まで
1-19	とくら ひさえ 戸倉 央江	東元町三丁目27-4	042-301-3090	東元町三丁目15番～最終
1-20	よしかわ ゆうこ 吉川 祐子	東元町四丁目12-17	042-324-6286	東元町四丁目
1-21	はら なおひこ 原 直彦	本町二丁目9-16 (カザガテ)西国分寺41-207(カザガテ)1202号	042-321-1810	本町一丁目・二丁目1～11番まで
1-22	まえで ていぞう 前出 禎造	本町二丁目24-9	042-316-3335	本町二丁目12番～最終
1-23	あさみ けんじ 浅見 健治	本町三丁目10-18	042-321-0913	本町三丁目
1-24	あさくら さく 朝倉 さく	本町四丁目9-4	042-301-8251	本町四丁目
1-25	いわさき ふみこ 岩崎 文子	本多一丁目3-8	042-321-1563	本多一丁目
1-26	欠員	代理：蓮實 麗子 委員	042-323-3475	本多二丁目
1-27	はすみ れいこ 蓮實 麗子	本多三丁目23-6	042-323-3475	本多三丁目
1-28	おおさわ さちこ 大澤 早智子	本多四丁目4-3 4	042-323-1554	本多四丁目
1-29	いしい むつろう 石井 陸郎	本多五丁目24-21	042-301-3506	本多五丁目
1-30	おざき きよえ 尾崎 喜代江	東恋ヶ窪二丁目3-2	042-321-3752	東恋ヶ窪二丁目
1-31	なかむら ともこ 中村 朋子	東恋ヶ窪三丁目8-32	042-325-5566	東恋ヶ窪三丁目1～19番
1-32	おざき かつよ 尾崎 加津代	東恋ヶ窪三丁目34-80	042-325-7783	東恋ヶ窪三丁目20～35番
1-33	かわぐち ようこ 川口 洋子	東恋ヶ窪四丁目11-33	042-328-9133	東恋ヶ窪四丁目1～15番まで・27番～最終
1-34	さかちと なおみ 坂本 直美	東恋ヶ窪四丁目16-2	042-321-3106	東恋ヶ窪四丁目16～26番まで
1-35	えんどう ひさき 遠藤 久基	東恋ヶ窪六丁目12-6	042-321-4028	東恋ヶ窪六丁目
1-36	わち こうぞう 和地 孝三	西恋ヶ窪一丁目15-26	042-325-2353	東恋ヶ窪一丁目・西恋ヶ窪一丁目1～21番まで
1-37	うえだ かずひで 植田 和秀	東恋ヶ窪四丁目13-1	042-325-5769	西恋ヶ窪一丁目22番～最終

主任児童委員

1-91	ひろまつ ちあき 廣松 千晶	本多四丁目4-22	042-321-8511	東部地区民生委員・児童委員協議会全域
1-92	はせべ とよこ 長谷部 豊子	本多四丁目11-22	042-325-6547	東部地区民生委員・児童委員協議会全域
1-93	こばやし さとこ 小林 智子	東元町一丁目11-21	042-326-2533	東部地区民生委員・児童委員協議会全域

国分寺市民生委員・児童委員協議会名簿（西部地区）

(任期H25.12.1～H28.11.30)

H27.9.1現在

区域No.	氏名	住所	電話	担当区域
2-01	たかなみ たつお 高波 辰男	西恋ヶ窪二丁目17-26	042-327-9724	西恋ヶ窪二丁目
2-02	みやた まりこ 宮田 萬利子	西恋ヶ窪三丁目13-59	042-324-5513	西恋ヶ窪三丁目
2-03	すずき ひろこ 鈴木 汎子	東恋ヶ窪五丁目17-10	042-324-1541	西恋ヶ窪四丁目・東恋ヶ窪五丁目
2-04	わたなべ えみよ 渡辺 笑美代	東戸倉一丁目1-20	042-324-2036	東戸倉一丁目
2-05	すだ ただお 須田 忠男	東戸倉二丁目13-20	042-324-3645	東戸倉二丁目
2-06	おかだ きよみ 岡田 清美	戸倉二丁目9-27	042-301-0525	戸倉一丁目1～15番まで、二丁目1・5・6・9番
2-07	さかもと きくこ 坂本 喜久子	戸倉一丁目30-50	042-323-2467	戸倉一丁目16番～最終
2-08	いわさみ みよこ 岩澤 美代子	戸倉二丁目24-24	042-572-8887	戸倉二丁目(1・5・6・9番除く)
2-09	しみず ひろし 清水 弘	戸倉三丁目1-4	042-323-1278	戸倉三丁目
2-10	たなか ともこ 田中 友子	戸倉四丁目21-56	042-301-7637	戸倉四丁目
2-11	いしかわ まずみ 石川 眞澄	日吉町一丁目21-4	042-325-3651	日吉町一丁目
2-12	しらい せつこ 白井 節子	日吉町二丁目15-19	042-572-8782	日吉町二丁目 1～23番まで
2-13	あらい きぬこ 新井 衣子	日吉町二丁目26-1	042-572-3691	日吉町二丁目 24番～最終
2-14	おおふち たかお 大淵 隆夫	日吉町三丁目26-22国立0-物ハ 1303	042-573-2967	日吉町三丁目
2-15	あらい さちこ 荒井 幸子	日吉町四丁目10-48	042-324-0194	日吉町四丁目
2-16	ないとう たかお 内藤 孝雄	内藤一丁目17-5	042-572-6003	内藤一丁目1～24番まで
2-17	なかむら ようこ 中村 陽子	内藤二丁目20-8	042-575-3259	内藤一丁目25番～最終・二丁目1～11番・14～22番まで
2-18	ないとう としこ 内藤 利子	内藤二丁目25-21	042-575-7561	内藤二丁目12～13番・23番～最終
2-19	おおはま なつ 大濱 夏	富士本一丁目7-5	042-572-1990	富士本一丁目1～20番まで・二丁目1～17番まで
2-20	さいとう じゅんほう 斎藤 順法	富士本一丁目21-14	042-575-7781	富士本一丁目21番～最終
2-21	おおと みつまる 大戸 光麿	富士本一丁目32-14	042-575-6377	富士本二丁目18番～最終・三丁目
2-22	さとう ひろこ 佐藤 ヒロ子	新町一丁目2-5	042-322-4369	新町一丁目・二丁目
2-23	かさはら みちよ 笠原 三千代	並木町三丁目3-9	042-324-3899	新町三丁目・並木町三丁目
2-24	かわくほ みのる 川窪 稔	北町五丁目24-9	042-323-5605	北町一丁目・五丁目
2-25	おかだ しのぶ 岡田 忍	北町四丁目20-2 1-スリッ I 203	042-321-8322	北町二丁目・三丁目・四丁目
2-26	わたなべ もとお 渡邊 幹夫	並木町二丁目9-18	042-323-7589	並木町一丁目・二丁目
2-27	おざわ たつよ 小澤 達代	光町一丁目6-50	042-576-0379	光町一丁目1～8番・36～46番まで
2-28	すずき けいこ 鈴木 恵子	光町一丁目33-5	042-572-3310	光町一丁目9～35番・47番～最終
2-29	あべ ひろあき 阿部 公昭	西町二丁目25-22	042-575-7549	光町二丁目
2-30	みつぎ しずえ 三ツ木 静江	高木町二丁目3-5	042-576-1318	光町三丁目・高木町二丁目
2-31	せきた みよこ 關田 美代子	高木町一丁目22-12	042-572-2503	高木町一丁目・三丁目
2-32	たなやなぎ しゅういち 高柳 修一	西町一丁目6-41	042-572-6986	西町一丁目
2-33	みのわ くみこ 養和 久美子	西町二丁目24-4	042-571-3239	西町二丁目
2-34	てらしま ゐみよ 寺嶋 文代	西町三丁目29-10	042-575-6260	西町三丁目
2-35	みやざき くにこ 宮崎 邦子	西町四丁目2-8	042-502-6128	西町四丁目
2-36	いけや としこ 池谷 敏子	西町五丁目6-5	042-572-4560	西町五丁目

主任児童委員

2-91	たわ ようた 田和 洋太	日吉町三丁目26-22国立0-物ハ 1402	042-576-1555	西部地区民生委員・児童委員協議会全域
2-92	もうり みどり 毛利 みどり	富士本一丁目10-26	042-577-3354	西部地区民生委員・児童委員協議会全域
2-93	いしい ひろこ 石井 洋子	光町一丁目34-3	042-502-7558	西部地区民生委員・児童委員協議会全域



国分寺市地域福祉計画実施計画  
(平成 27 年度～平成 29 年度)

発行日 平成 27 年 9 月

編集・発行 国分寺市福祉保健部地域福祉課

〒185-8501 国分寺市戸倉 1 丁目 6 番地 1

電話 042-325-0111 (内線 565・566)

FAX 042-325-9026

E-mail [chiikihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:chiikihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp)